

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 2 月 会 議

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 1 2 月 1 2 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 報告第 1 0 号 専決処分の報告について (工事請負契約の変更)
- 日程第 8 報告第 1 1 号 専決処分の報告について (令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 9 議案第 1 8 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 洞爺湖町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 指定管理者の指定について (中島・湖の森博物館)  
議案第 2 3 号 指定管理者の指定について (洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場)
- 日程第 1 4 議案第 2 4 号 財産の取得について (道路維持車両トラック)
- 日程第 1 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 2 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 8 議案第 2 8 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 2 9 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
議案第 3 0 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 1 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 3 2 号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 3 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 3 議案第 3 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2

- 号)
- 日程第24 議案第35号 令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第36号 令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第37号 令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第38号 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議案第39号 令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第29 意見書案第7号 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書(案)について
- 日程第30 意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第30まで議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
8番	大久保富士子君	9番	越前谷邦夫君
10番	石川諭君	11番	板垣正人君
12番	大西智君		

欠席議員(1名)

7番 大屋治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木涉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	経済部長	篠原哲也君

洞爺総合 支所 副支所長	片	岸	昭	弘	君	総務課長	末	永	弘	幸	君	
企画財政 課長	藤	岡	孝	弘	君	政策推進 課長	野	呂	圭	一	君	
住民税務 課長	宮	下	信	一	君	健康福祉 課長	高	橋	憲	史	君	
子育て支 援課長	原		美	夏	君	介護高齢 課長	兼	村	憲	三	君	
観光振興 課長	田	仁	孝	志	君	産業振興 課長	仙	波	貴	樹	君	
生活環境 課長	高	橋	謙	介	君	上下水道 課長	宮	古	義	信	君	
地域振興 課長	後	藤	和	郎	君	教育長	渋	川	賢	一	君	
教育指導 参与	山	本	恵	一	郎	君	教育推進 課長	細	江	幸	恵	君
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	阿部	はるか
庶務係	木村	暁	美		

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は11名であります。7番、大屋議員から遅刻の申出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、8番、大久保議員、9番、越前谷議員を指名いたします。

---

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、9番、越前谷議員の1名を予定しております。

9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。

これから一般質問させていただきますが、今日は通告をいたしました案件について一般質問させていただくわけではありますが、毎度申し上げております一般質問というのは政策論争の場であるわけでありますから、できるだけ大局的に考えております。ただ、具体的な細部の質問もあろうかと思いますが、その点についてお許しをいただきたいと思っております。

特に今回は、トップリーダーに答弁を特にお願いしたいなと思っております。それというのも、1点目の令和7年度の予算編成についてであります。現町政の今期最後の予算編成になるだろうと思っております。洞爺湖町の未来志向に向かって、いかに町民の参加型の協働のまちづくりを進めていかなければならない、かように思っているわけであります。したがって、トップリーダーの政治姿勢と政治理念についてこれから質問させていただきます。

従来のように、私が自分の意見を長く言うということは今回は避けたいなと思っております。できるだけ意見を割愛しながらいろいろと質問させていただきたいなと思っております。

昨日、今日にかけての大雪と言ってもいいぐらいの除雪作業がありまして、全く何を今日質問しようかなということを除雪しながら考えて、来る前にちょこちょこっとメモをしてきた程度でありますから、脱線するかも分かりませんが、よろしく願い申し上げたいと思っております。

今申し上げましたように、いかに住民がまちづくりに参加できるかという、そういうまちづくりを進めていかなきゃなりませんし、多くの町民の方々がまちづくりにも参画をした中で、自分たち自らが企画立案をするような、そういうまちづくりをしていかなきゃならない。

他の市町村の力を借りるとか、あるいはまた、これから増えていきますが、いろいろな事業体の協力を得てやるとかということではなくて、その町のまちづくりの理念とかビジョンとか展望というのは、まさにこの町民の方々が汗を流して手作りの町政執行が進められるような環境を整えていかなきゃならないと思っておりますが、どのような企画立案を考えているのかと同時に、財政課長に伺っておきたいのであります。洞爺湖町の財政状況というのは健全な財政状況にあるのかどうか、その辺を答弁を簡潔にお願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 洞爺湖町の財政状況が健全かどうかということでございますけれども、決して健全とは言えない状況でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 政治姿勢と政治理念ということで冒頭いただきましたので、私からはやはり洞爺湖町は小さな町ですけれども、やはり交流人口が多い町と、この中で交流人口を生かしたまちづくりが基本理念でございます。

また、噴火湾、洞爺湖、有珠山という自然と共生しながら、噴火によって生活が脅かされても覚悟を持って自然を守り、持続可能なまちづくりができる人たちと共に歩む。これが私の政治信条として、町議時代から、また今、首長としてもこの理念を持って今、町政執行を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 私はいろいろと議会の中で質問していると、何か町政の足引っ張りやっているんじゃないかなと思う人がいるとすれば、それは逆であります。私は常に是は是、否は否、いいものはいい、悪いものは悪い、これをはっきり申し上げて今日まで来ているところであります。

やはり日本の国の中で三権分立、いわゆる行政、立法、司法と、そういった中において、この日本の国益も、あるいはまたその地域の自治体の躍動も、この三権分立によって成り立っているものであるということは過言ではないだろうと思います。

私ども立法府として、やはり行政等の切磋琢磨の必要性が求められている。何でもトップが提案したことには議論もなくよよしという、そういう環境から脱却をして、行政に対してチェック機能機関として、チェックマンとしてしっかりとチェックをしていくという、そういう立法府の役割は我々洞爺湖町の場合においては、議会が議員がそのチェックマンとして果たさなきゃならない役目であります。

いろいろ今回の一般質問等を聞いていると、非常に皆さん方も勉強しているなって、負けたら駄目だなという思いを持ちながら一般質問を聞いているところでありますが、やはり議員はそれぞれの考え、思いあつての質問なり意見であるということは、私は承知をしているところでありますが、私も先ほど申し上げたように、行政の足を引っ張っているということは全く考えておりませんし、今までそういう動向でなかったらと思うところでありますが、洞

爺湖町の行政が飛躍できるような、そういう推進するための質問であるわけでありますが、ただ、財政状況がある程度把握している者として、あれをやれ、これをやれ、そういう質問は私はできないような状態に教えられているわけであります。

ただ、この事業を行うことによって、必ず種をまいたから近い将来芽が出て、つぼみが出て花が咲くという事業ならば、借金してでも、起債を組んででも、やはりその事業を邁進すべきだという考え方を持っているわけであります。これは9月の議会でもこういう内容の質問をさせてもらいました。

ただ、先ほど財政課長が、洞爺湖町の財政は健全な環境にあるのかといたら100%そうではないというような答弁をもらったわけでありますが、私は今まで、この数年間にわたっての財政状況を見て、まちづくりを見ていると、やはり理事者に猛省をしてもらわなきゃならないところもあるし、そういったことから私はまちづくりの在り方に対して警鐘を鳴らさざるを得ない、こういう状況下にあると思っております。

そこで、これから具体的に伺っていきたいのですが、予算編成の見通しとして、令和5年度末の地方債の実績残高と、令和7年度の見込額は幾らでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地方債残高の見込みでございます。

令和5年度地方債残高が84億3,211万1,000円、令和6年度見込みが85億9,024万円、令和7年度につきましては87億5,944万5,000円となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 地方債が徐々に増額になっている、残っている、借金が増えてきているという状況下が今分かるかと思うのです。

それから、公債費の元利償還金の令和5年度末の実績と、令和7年度見込額は幾らでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 公債費の額でございますけれども、令和5年度実績としまして9億5,193万2,000円、令和7年度、新年度の予算ですけれども、今の見込みでは9億7,512万4,000円を見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、ご承知のとおり、令和7年度で合併特例債の執行が停止になると思います。合併による許可された額は幾らで、そしてこの令和7年度の予算編成に当たって、この合併特例債をどのぐらい充当するのか、伺っておきたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 合併特例事業債の発行可能額ですけれども、洞爺湖町におきましては、建設事業に充てる発行許可額としまして38億8,840万円、これが洞爺湖町の発行

可能額でございます。それから令和7年度につきましては、現在、発行期限が7年度、最終年度でございまして、残の見込みが3億8,000万円ほど、残りの額となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それから、洞爺湖町の令和6年度の地方交付税、普通交付税の見込額は幾らでしょうか。それから税収の見込額はどのぐらい考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和6年度の普通交付税の実績でございますけれども、現在のところ30億6,784万5,000円を受けております。しかし、今のほうで補正予算を組んでおりますけれども、追加交付が今後見込まれておりますので、この額によって、恐らくですけども、31億円程度になるのかなというふうに今現段階では考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、予算編成に当たりまして、基金の充当額というのは大体どのぐらいを見込んでおるのでしょうか。今ヒアリング中だと思うのですが、おおむねこのぐらいの基金の切り崩しをしなきゃ予算編成にならないという、おおむねの額で結構ですが、どのぐらい考えておりますか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和7年度、新年度予算につきましては、現在、各課からの予算要求に基づき査定作業を行っているところでございます。原課ヒアリングについては、まだ行っておりませんが、1月7日から副町長のヒアリング、査定を予定しているところです。

現段階におきましては、歳入が67億円に対して歳出が87億円で、約20億の財源不足と現在のところとなっております。このうち地方債の借入れ、それが特定目的基金を充当という流れになるのですが、特定目的基金の基金の繰入れにつきましては10億円程度、8億円から10億円程度ぐらいになるのかなと現段階では考えております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そして、自分は今のトップリーダーが誕生いたしましてね、令和4年度の町政執行方針、これを振り返って見たんですね。自分は執行方針だけは何回か読ませていただきました。令和4年度、令和5年度と令和6年度のこの3年間の執行方針。

初めての方針の中で、行財政基盤の逼迫など、厳しい現実に立ち向かっていかなければならない状況にありますと。施策の実現と町政を支えるためには、十分な財源の確保が必要となってまいります。したがって、ふるさと納税等々で自主財源の確保に向けたブランド力の強化を図ってまいりたいと。これが令和4年度のですね、首長のトップリーダーの行財政改革等々含めての町政執行の方針でございました。

私はこの執行方針を当初見たときに、いわゆるこれはあれだなど、行財政改革がどんどん

どんどん進んで、やっぱり次世代にバトンタッチできる頃には、洞爺湖町というのは全国一の洞爺湖町という自治体になっているのではないかなという期待を持ったわけであります。

しかしながら、現在のまちづくりの執行方針などを見ていると、何か住民の顔をうかがって、予算編成になったり、予算執行になっているのではないかなという警鐘を持っているのですよね。私は行財政改革というのは、本当にやらなきゃならないと思っています。この3年間で行政は、今答弁いただくわけでありますけれども、確かに機構改革がされた。機構改革というのはこれは100%ではありません。満度でない。やっぱり少なからず子育て支援課だとか、あるいはまた健康福祉課なんかは、この庁舎より100メートルも百二、三十メートルも離れたところにあるというところも、機構改革の在り方というものを見直していかなきゃならないだろうなど。ただ機構改革をやって、ちょっとこれは反省点があるなどというものは随時変えていけばいいだけの話ですが、それはそれとして分かるわけでありますが、何かこの3年間、相当行財政改革が進むだろうなどと思っておったわけでありますけれども、この3年間の執行内容を見ていると、総花的な、多角経営みたいな行政執行になっているのではないかなと思うのですが、どんなものでしょう。

そして今、トップから答弁をいただくわけでありますが、トップリーダーとして、この3年間何をやりたかったけれども、できなかったのはどうなのか。そういったことが全く自分には見えない。残すところあと今期は1年であります。この1年間を総決算として、住民が安心安全に、そして障害者も健常者も手を取り合って生活のできるような、そういう共生社会というものを創造していただきたいという希求するところでありますけれども、理事者はこの見解はどのように持っておるのか、その見解を伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、まずはこの3年間の総括という形の中でかと思いますが、やはり町政執行方針でも表明させていただいておりますが、やはり子供から高齢者まで、誰もが幸せを感じるまちづくりという中で、第2期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、子育て支援、農業、水産業、観光業対策に注力しながら今まちづくりを進めて、特に転出超過の解消や働く世代の減少抑制に取り組んでいるところでございます。その中で、今、議員ございました、今回の行財政改革にしてもそうなのですが、今回も令和5年のときの財源不足がまず当初のほうから15億円あったのを、やはり切り込んでいきながら狭めていった、令和6年度は20億円予算要望ありましたけれども、これも縮めていった、令和7年のほうは先ほど課長のほうから答弁ありましたように、非常に厳しい中でもやはり切り込むところは切り込んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。

また、ご案内あったように、これからのどうしていくかといったところも含めて考えますと、今回私の、令和7年度予算編成で4年任期の最後の年になります。選挙公約の達成率などというところはまだ評価は、これは町民の皆さんのご判断だと思いますが、現時点で私も一つ一つ公約に向けて、今実現に向けて努力をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 私からするとね、理事者は理事者なりにそういう思いで町政執行してきたんだろうと思うのですが、この今のトップリーダーの、この町をどうしていくのだという展望、ビジョンというのがはっきり伝わってこないのですよね、自分に言わせると。伝わってこない。これは少なからずや、町民も、私にも何人かの方々がそういう声を出してくれるのですが、やっぱり町民そのものも、今の町政になって何がどう変わったのだ、何がどう飛躍されたのよと、こういうことがあまり聞こえてこない。これはやっぱりはっきり言わざるを得ないことは言わざるを得ない。やっぱり今の行政にとって欠落している部分というのは、はっきりとビジョンがないということなのですね。先ほど言ったように、何か今までの流れにのっとって消化していくという、そういう行政の在り方ではないのかなという、それは残念に思うのですよ。

やっぱり一番まちづくりに必要なのは、冒頭申し上げたように、行政と議会と住民が三者一体となって総行動を起こしていかなければ、今、極めて厳しい、難局状況にあるということは、私は過言ではないと思うのですよ。したがって、そういうこの難局をどう乗り越えていくのかということ考えたならば、当然なことに行政、議会、住民が三者一体となって、この難局を乗り越えていくのだという、そういうリーダーの、強力なリーダーが必要なのですよ。それをいまいち伝わってこないなというのは残念に思います。

それで、具体的な、自分は自分なりに、こういうのはどうなのよというものを、先ほど申し上げたように除雪をしながら考えたんですが、この公共施設の在り方を質問させていただきます。

公共施設の在り方で、これから質問させてもらいますが、合併時の人口、約どのぐらいあったでしょうか。旧虻田町と旧洞爺村が合併をして、ご存じの方いませんか。どうぞ。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 平成18年の合併時の人口が1万1,143人です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） よく勉強しているね。全くそのとおりで、1万1,143名でした。これは今、財政課長が申し上げたように、平成18年の合併時期でありますから、当然18年たっていますね。今どのぐらいでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 直近の11月30日現在で7,920名でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 7,920名ね。でね、今1万人時代の人口の頃の公共施設数、それから規模、これをちょっと考えてみていただきたいと思うのですよね。今、大体7,920人ですか、ということになると、人口がどんと縮小されてくるわけでありまして、これが8,000人切って7,920人か、正確に言ったら。その人口に合わせた、やっぱり公共施設とか、数と

か規模というものを考えていかなければ、1万1,000人あった頃の公共施設数だとか、あるいは規模だとか、これは見直さなきゃならないのは当然でしょう。どっと4,000人も5,000人近い方々が減少しているわけですから。このことをしっかりと今の行政がチェックしたならば、おのずと展望というのが開けてくるんじゃないでしょうか。それが今のところない。

少子高齢化が進んで、今年生まれる赤ちゃんは、9月段階では今年度生まれる赤ちゃんが11名ですよ。11人より生まれませんよ。この洞爺湖町で。そういうことを考えると、くどいようですが、この町の7,000台の自治体の中にある、確かに合併して洞爺地区もある虻田地区もあるということは、そう簡単にはいかないのは承知の上だけれども、やっぱり施設数だとか規模だとかというものを、これ積極的に行財政改革あたりで議論深めないで。果たしてこれでいいのかよということ。これは住民も理解してくれると思いますよ。1万1,000人あったときの公共施設の規模と7,000台が同じだということはやっぱり猛省をしなければいけないんじゃないでしょうか。そう思うのですね。

それで、渋川教育長、通告してないけれども、教育行政の課題というのは言うまでもなく、小中一貫校もすぐ出てくると思うのです。考えなきゃならないということは。この1万1,000人あった頃に5校の学校が今なお存続している。7,000台になっても5校が存続している。これはどうなのだろうって考えなきゃならないと思うのですよね。それで、歯切れのいい渋川教育長の答弁をもらいたいのですが、この単独学校で、学校を単独で、昨日、一昨日もどなたか、2番議員さんも質問しておったようでありましてけれども、部活でさえ編成できないような状態になっているじゃないですか。だとすれば、この町に本当に5校あって、そういう部活も編成できないような環境の中で子供たちを育むというのが、本当に子供たちにとってプラスなのかどうなのかということも真剣に考えなきゃならないでしょう。だから自分に言わせると、小中一貫校は早く進めてくれと、延び延びになることによって維持管理費もどンドン膨らんでいくのですよということを言いたいだけだけれども、教育長はどう考えていますか。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、通告にはないのですけれども。

○9番（越前谷邦夫君） この程度のことでは答弁できなかったらどうするのですか。

○議長（大西 智君） まあ関連性という部分では薄いのですけれども、もし答弁できるのであれば、答弁をお願いします。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいまご質問がありました。

いわゆる学校の統廃合に関わる問題かなというふうに感じておりますけれども、当町におきましては、平成25年の段階で学校の在り方ということで、町民の皆様にご参加をいただきながら検討を進めてきたと。そして、平成26年に洞爺湖町における学校の適正配置計画といったものが策定されまして、その段階で洞爺湖温泉中学校を統廃合するのが望ましいということの結果を得たことから、平成28年に洞爺湖温泉中学校を虻田中学校に統合するといったような流れが一つございました。その後、およそ10年経過した段階でということで、現在

洞爺湖町教育行政審議会といったものを立ち上げまして、その中で今後の学校教育にある教育の中身の部分と、それから統廃合に関わる部分も含めて、今、ご審議をいただいているところでございます。それで年明け1月23日を目途に最終の審議会を行いまして、その段階で答申をいただくということになっておりますので、それらを受けた中で、今後また町民の皆様とも協議を重ねながら学校の統廃合、あるべき教育の姿について検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） やっぱり歯切れが良いですね。

それで、やっぱり先ほど申し上げたように、洞爺湖町に居住して学校で学んでいる子供たちが、どういう環境にすることが一番ベターなのだと、一番幸せなのだと、そういうことを考えていかなければならないだろうと思うのです。だとすれば、今のままで、それこそ学校教育現場で子供たちを育成するというのはどうなのかなと。ということがおのずから出てくるだろうと思う。それで、予算編成については、これは細かいことを聞いているのではない、大綱を聞いているのだから、そんなものは通告する必要ない。大きな課題になっているわけだから、当然なことに質問するし、答弁はできるだろうと思うのですが、この給食センターのこともね、やっぱり速やかに私は圏域で施設建設をする方向で機運を高めるべきだなど思っている一人です。

それというのも、今回、給食室に異物が混入したということが議会にも報告されます。これ1回や2回じゃないですよ。それがどういう原因が生まれているかということ、施設の調理器具の老朽化。これが主だということでございます。私は衛生面においても、安全面においても考慮して、速やかにやっぱり圏域で給食センターの建設を考えてはどうかかなという気がするのですよ、これは当然なことに相手方もあることですから、我々洞爺湖町だけの理由でこうこうああだということにならないと思いますけれども、少なからずやっぱり将来展望をしっかりと給食センターはこうあるべきだというものを速やかに出して、それに1歩でも2歩でも前進するような、そういうまちづくりを進めてもらいたいと思うのですが、もう一度首長のほうから、トップリーダーのほうから圏域について、ちょっと考え方を聞かせてください。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、来年度の予算編成についての考え方でよろしいですか。

○9番（越前谷邦夫君） そうです。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 給食センターにつきましては、今、教育委員会のほうで令和7年のほうは、まずは現状で動いておりますけれども、今後の形で考えていったときに、やはり議員おっしゃるとおり、公共施設の問題、特にどんどんどん人数が、人口が減っていく中で、当然その施設というのも縮小していかなきやいけない。そしてまた広域については、まさしく今おっしゃるとおりで、給食センターにしても、様々な行政サービスについては、やはり

広域でやっていかなければいけない。火葬場もそうでしたけれども、給食センターも今後は当然その視野に入ってくると思いますので、ただ、令和7年におきましては、現状ではその予算のほうは既に計上のほうで上がってきておりますので、来年どうのこうのというわけにはいきませんが、令和8年以降、当然教育委員会のほうでもしっかりと議論していくと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それでは、大きなことを申し上げます。

今度は副町長あたりが答弁してくれるかなという期待をしますが、いわゆる洞爺湖町は財政的にも本当に厳しいと言っても過言ではないと思うのです。それで、少しでもこの町の増収になるような歳出削減を考えていかなければならない、そういう予算編成にしていかなきゃならないだろうと思うのですね。それでただ投げかけです。例えば、今、人生100年の時代であります。人生100年の時代。それで、今行われている100歳の祝い金、80歳、88歳の祝い金、それから長寿まつりの在り方、それから、これ投げかけですから。人口減少によって少子化が進んで、会員減にもなっていると思うのですが、各団体の補助金も当然なことに見直しをしていかなきゃならないだろうと。

それからもう一つ、表彰式の在り方です。今年も該当者が109名だったかな。それが来たのが19名であったでしょう。こういう表彰式の在り方というのはどうなのだろうなど。私は該当なされた方々が、そこそこ理由があって参加ができないのだろうと思うのですけれども、これをトップリーダー、副町長、109名の該当者のところで19名より来てくれない。それから、来賓の方々も非常に少なくなってきた、年々。こういう表彰式というのを私は見直す必要があるのではないかなという気がします。

それで、ただし、ではどこで表彰してあげるのよと。50年も洞爺湖町にいて。これも私は人生100年の時代でありますから、果たして50年が妥当なのか、妥当性があるのかということも考えていかなきゃならないだろうと思うのですが、私は思うのですよね。1年に一遍、高齢者まつりとか、高齢者スポーツ大会ということで、多くの高齢者の方々が集まる機会があるのですよね。そういったところでこの表彰式典に代わって表彰してあげるということは、たくさん的高齢者が集まっているところで表彰されるというのは、これはやっぱりそのほうがいいんじゃないかなって。これは表彰審議会とのこともありますから、ここで、はいよということにならないかもしれないけれども、そういう議論もやっぱりこれから考えていくべきだなと。

それからもう一つ、洞爺湖温泉の駐車場の在り方ですよ。果たして、今の駐車場の状態がベターなのかどうなのか。当初あそこの駐車場できるとき、自分はこういう質問をした経緯があるのですよ。有料化を図ったほうが公正ですよと。そうしたらそのときの課長が、誰とは言いませんけれども、機械を入れると、何というか、100円入れるとぽんと上がる機械があるじゃないですか。あれは当時で1,000万円ぐらいかかるからちょっと無理だよって。

自分も洞爺湖温泉に行く機会があって、駐車場の実態を見ていると、これが本当に妥当性のある駐車場としての役割を果たしているのかなと疑問に思っています。

今日の新聞で、室蘭の地球岬の駐車場が2026年度、再来年度から有料化するって出ていますよね。やっぱりこれは中身を見ていると、やはり室蘭市も財政状況が厳しいだけに、少しでも増収につながるような策の一環として考えられているようなことも記事に載ってありましたけれども、自分はそのように思うのですね。やはりそういうことをしっかりと予算編成の中で考えていただければなど。

それとこれからの町長のトップリーダーの政治理念とか政治姿勢ということでもちょっと触れさせてもらいたいのですよね。今、若い方々が起業家を目指して随分全国的に出ていますね。若い方がというか、昔は社長っていったらもう70歳以上の方が社長だよというような環境であったんですが、今は20代でも起業家が誕生しているという時代でありますから、私はそういう起業家も洞爺湖町にどう居住していただけるような環境を整えていけばいいのかなと考えたならば、やっぱり補助金等々の制約のかサイだとか、そういう環境になったならば、場合によっては公共施設の寮とするとか。あるいは貸与なども、貸してあげるということも考えてどうなのだよと。こうすることによって、少しでも住民が増える、若い起業家等も増えてくるのではないかなという気がするのですね。そういったことも思い切ってやっていかなければ、これからの洞爺湖町の未来は輝かしいものにはならないという気がしてならないのですよね。

そして一例を挙げます。教育指導参与は八雲出身であります。今、私も八雲ということになっているわけですが、これは八雲町で去年ですかね、新聞沙汰になりましたが、ウイスキーの工場ができて、今ウイスキーの製造に随分力を入れているのですよね。そしてあと、隣町の、これは6月、9月議会でも申し上げましたけれども、大岸あたりで廃校を利用して陸でナマコの養殖の企業が入ってきている。やはり少なからずやそういう環境維持するために洞爺湖町もかじを切ってはどうかという気がするのですけれども、トップリーダーどう考えていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからありました、起業、いわゆる今の言葉で言うとスタートアップという言葉なのですが、若い企業がこのスタートアップということで新しく企業を興していくという点では非常に大事だなと思って、今ご案内ありました八雲、岩村町長のところも、今新しくお酒を作ったり非常にしているという形で、私も実は去年、札幌のほうで若手の民間企業の会社の経営の人に呼ばれまして講演会をさせていただいたんですが、その中でご縁があって今回互信グループの社長さんとも面識、去年あったというところがあるのですけれども、やはり若い人たち、特にあと公共施設、どうしても行政サービスというのはこれからどんどんどんどん狭められていくと。それを埋めていくのは何かというやはり民間の活力であると思います。先ほど今、室蘭の地球岬の駐車場の件がございました。実はパナソニック I T S さんが仕掛けたことで、今その起業人が洞爺湖町にも来ておりまして、

まだ細かいことは言えませんが、洞爺湖町内でも駐車場のほう、公共施設のほう、今言った例えばバーを使ってやると本当に非常に高いので、そうではなくてカメラを使って自動車の番号を認識していくと。そこで課金をしていくということはありますので、今これ実は水面下で動いているところでございます。今、議員ご提案のように、公共施設の売却も含めて、また先般、3番議員からありましたやはりネーミングライツにしても、そういったところも含めて稼げる行政という点で前に進めてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） もう1点、表彰の関係があったと思うのですけれども、令和7年度でまだはっきりはしていないかなと思うのですけれども、もしあれば、今考えているところがあれば、来年度の予算編成ということなので。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 長寿まつりとかいろいろ先ほどあったんで、私に答えられるところをちょっと答えさせていただきたいと思えます。

議員に提案いただいた歳出の削減ということからこういうお話をいただいているのかなというふうに思っております。長寿まつりについては、ご承知のように、昨年、社協のほうで一回取りやめて、補正をして、今回歳出でまた提案をさせていただいたところでございますが、これにつきましては今年度は、先ほどあった令和7年度予算についても一度それについて考え方を整理させていただこうと思っておりますし、それから祝い金の関係、88歳、100歳のことも含めて、それをどういう形で削減できるのか、それか方法を変えるのかということも含めて、私ども今、中で調査検討させていただいております。

考え方としては、もし削減をするに当たっては、今度は健康な高齢者に対して何かできることはないかということも含めて、ただ削減だけではなくて元気な高齢者にいかに元気でいただけるような助成といいたいまいしょうか、そういうものをつくれまいかということを考えているようなところで、今、内部で検討させていただいております。

それから、表彰式の関係でございますが、表彰式、確かに今年の長寿表彰はちょっと残念なような感じが私どもも感想を持っております。さっき議員から提案いただいたようなスポーツ大会で表彰式を、表彰したらどうだということに、なるほどというふうに個人的には思っているところでございますが、まだ表彰委員会とかいろんな会議でしっかりと議論させていただいて、もっと盛大に皆さんで祝ってあげられるような仕組みをつくっていただければなというふうに思っております。

あともう1点が、補助金の関係があったかと思えます。

各種補助金をちゃんと適正に実施されているのかというようなお話も含めてのお話だったと思えます。私も昨年からこういう席に座らせていただいて予算査定をさせていただいたときに、真っさらな目で、今までこれが当たり前という補助金だったかもしれませんが、それがどういうふうに使われていて有効性があるのかということも含めて、再度私どもも見直しをさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そういうことで、なくすればとかという議論じゃなくて、どういう環境にしたらいいのか。例えば長寿まつりとか、例えば100歳に何十万とか、88歳に何万というのは、それは全国一律じゃありませんから。その自治体で条例化を図ってやっているだけにすぎないのですから。だからその辺は、隣町がこうだからこちらもこうということじゃなくて、やるなということじゃありませんから。やはり見直しをしてはどうかということ。どうせやるにしても。かつて100歳でしたら100万円ですよ。それで該当者は2人いますと。そういう時代から思い切って、一昨日も早期健全化団体のことも質問された方がおりましたけれども、同じような考え方を持っている人がいるのだなと思って、自分も本当に生身を感じたんですが、あのときは某町長も、やはり100歳にして100万円というのは多いべやって、だから20万ぐらいでどうなのよということを提案されて、それが可決されたという。これは少なからず、くどいようですけども、その自治体で決めることですから。私はやめれということを書いていません。

ただ、人生100年の時代でありますから、見直してはどうかと。見直して、今のままでいいというのだったら、それはそれでやむを得ないということですけども、今、副町長が言ったように、表彰審議会もありますから、そういったところで議論を深めてはどうかと思います。いわゆる健康な高齢者に対しては予算の拡充を図るとかね。そういったことも一つの見直しになるわけでありますから。そういったことも一つ考えて前に進めさせていただきたいなと思います。

時間の関係もございますので、2番目の人手不足の関係で質問させていただきますが、いろいろなやっぱり自治体で全国的に人手不足になっているわけでありますから、いろいろな方策を練っておりますね。先日、室蘭市とか財界だとか、そういった方と議論を深めたのが記事に載っていました。やはりああいったことはどんどんどんどんとやっていかなきゃならない。働いている方々が少ないとか、働きたいけれども、今質問しますが、103万円の壁があるとか何とかで、それこそ働く方々が時間的に退社をするとかということができるようであります。

それで、これは住民課長かな、担当は。この103万円の壁が、今日の新聞にも、自分やろうと思ったけれども、今日の新聞に載っているからあかんかと思ったんですが、178万円にする方向で何か協定を結んだということのようでありますけれども、ただ、いろいろな壁があると思いますね、まだまだ。

これから税制調査会のほうで協議を深めていくと思うのですが、ある某それこそ政党が主張しているように178万円になった場合に、北海道の税収減というのは約500億円だそうです。それから、178万円にすることによって、室蘭市で税収減になるのは5億円ということであります。恐らく洞爺湖町にも何千万円単位になるんじゃないかなと思うのですが、洞爺湖町として住民課長は試算しておりますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 現在、来年度の税制大綱の改正に向けまして議論されている103万円の壁についてですけれども、所得に対して税金が課される基準の見直しの議論が今されているところでございます。町民税に関しましては、所得税において基礎控除が48万円と給与所得控除55万円の合計が103万円となっておりますけれども、同じように住民税のほうでも75万円が引き上がった場合として想定をしたときに、町民税、個人町民税の減収としては1億2,000万円程度の減収になるのではないかと想定しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今聞いてびっくりしました。1,000万円単位かなと思ったら、1億2,000万円程度の減収になると。これはやっぱり国あたりが補填してくれないと大変なことになりますよね。これは当然のことに。そういうムードを、議長会であってでも、町村会であってでも盛り上げていかないとならないんじゃないですか。洞爺湖町だけで178万円になったならば約1億2,000万円ほど減収になるって。1億2,000万円ですよ。これは大変なことだ。

ということで、次に入らせていただきます。

時間の関係が来ましたので、重点施策について聞きたいと思っているのですが、今年いろいろ私の耳に入ってきたのは、いわゆる能登半島地震、1月1日に発生して甚大なる被害を受けた。我々も今日ここにいる会場の方々も、義援金等々を能登半島のほうに送って、一日も早く復旧、復興を願いたいという思いで義援金をとということで取り組んだ経緯があるわけですが、聞くところによると、建設業が少ないので、道路復旧、復興が遅れているということのようです。他方、洞爺湖町はどういう状況下にあるのかなという、今年、私のほうに声として上がってきたのは、いやいや公共事業がなくてまいったって、これだったら会社畳まなきゃならないという、そういう切実な声が聞こえてきたわけでありまして、でね、時間の関係もありまして、その辺は行政としてそういう声に対してどう対応しようとしているのか、これは事前に声かけてありますからね。

今回9月27日に日本国の総理大臣が岸田さんから石破さんに代わりましてね。これは決定されたのは、決定というよりも総裁に当選したのは9月27日、石破さん。この石破さんというのは初代の地方創生の大臣であったわけでありまして。そういうこともあってのことかも分かりませんが、今度、地方創生の補助金を倍にしますよと。倍に。こういうことが今、石破総理大臣の地方創生ということで考えているようでありまして、それでそういうニュースをキャッチしながら、洞爺湖町で地方創生、倍増になったらこういう事業をやるのだという、そういう試算も含めて考えられているのかどうなのか、簡潔にお願いします。

○議長（大西 智君） 令和7年度ですね。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 地方創生が市町村に充てがってもらえる金額がまだ定まっていない

ということもございますので、私どもまだそこまで想定はしていないところでございますが、そういう情報は確かにいただいております。ただ金額が分かっているということもあるので、どの規模でどのような産業団体なのか、住民への支援なのかということも含めて、幅広くこれから役場の中で検討させていただこうとは思っておりますところですが、金額も何もないので、まだちょっとそこら辺まで至っていないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それでね、そういう地元の業者が仕事がないとかと言うことを聞いてなおさら懸念を持ったのは、いわゆる建設機材の価格の高騰によって、やろうとした建設事業というものができなくなったという、なるのだというそういう懸念、危惧の環境に今あるのですか、どうなのですか。予算編成するのに当たって。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 資材の高騰、それから人件費の高騰、確かに建設業界が一番著しく高騰しているのかなというのは私ども存じ上げているところでございます。先ほど公共事業が少ないという話が初めにあったかと思うのですが、どうしても公共事業も土木建設の大型事業はあるのですけれども、小さい事業がなかったりするところもあるものですから、そういう意味で例えば建築であれば公営住宅の外装等で多額の費用を投じて議員の了解いただいたりしてやっているところはあるのですけれども、細かいところがないというのは確かにあると思うのですが、そこら辺はちょっとこれからの課題だと思って私ども検討させていただきたいと思っておりますし、これからの事業においてできないのかということかもしれません、どうしても必要なものはやらざるを得ないと私ども思っておりますので、ただ、今、目の前で大型事業として保育所の建設費で設計が上がったりしています。概算で上がってきてはいるのですけれども、それもやはり抑制するにはどういう方法がいいのかということも踏まえて、業者に負担をかけるのではなくて、考え方を整理して、もう少しコストダウンできないかということ而努力していきたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の副町長の答弁を聞いて、なかなか人なのだなと改めて感じ取ったわけでありまして。やはりやるものはやると、先ほど冒頭申し上げたと思うのですよね。やらなきゃならないものは借金してでもやって公平平等、共存共愛、友愛の共生社会というものをつくり上げていくのだという。そういうことはやるべきことはやって結構なのですよ。借金してでも。ただ見直ししなきゃならないところは積極的に見直しを図っていくと。

それで、気候変動によって、今、農業産物、海産物等々も含めて、いろいろなその変動が生まれています。気温が上がったことによって取れる魚も取れなくなった。北海道の特産になるような農産物もちょっと危ぶまれるような環境になってきている。先日、旭川の農業協同組合が試験的に、サツマイモというのは暖かいところで取れるのがサツマイモらしいのですね、作物で。それで先日取れたサツマイモは約126トンで8倍になったと。そしてこの価

格もいだけに北海道旭川では特産地にしていくのだという、今、旭川農協で生産を伸ばしていきたいと。先ほど温度のことを言いましたけれども、平均北海道1.6度上昇になっているようですよ。その1.6度上昇されていることによってサツマイモの生産に非常にプラスになっているということなのですよ。そういうやっぱり時間の関係もありますから、農産物にせよ海産物にせよ、そういうやっぱり変革が求められているような、産業を取り巻く環境というのはそういう状況下にあるということ、今日は分かっておいていただければと思います。

それでもう一つ伺っておきたいのは、時間の関係ありますから、これはトップリーダーに答弁していただきたい。まちづくりをするのに当たって、いろいろなコンサルタントあたりと提携を結んでおりますよね。包括連携協定書であったかな。そういう協定を、包括連携協定というものを締結しているわけでありましてけれども、この包括連携協定を締結しておる会社というのは何社あるのですか。簡潔にお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからありました包括連携のほうは、今実際には10社ということで、民間だけでいきますと5社でございます。あと公立の大学も入っています。私立も。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 自分の聞きたかったのは5社ですね。

それで、包括連携協定ということだから、随分お得だと思うのですが、この包括連携ということになると洞爺湖町はどういうメリットがあるのですか。洞爺湖町として、それを伺いたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、包括連携ということですが、各企業さんによつての特色で違いますけれども、やはり観光、水産、農業、そしてまた交流人口について、特にまた商工会との連携の中で、小さいところであれば零細のところのそういったアドバイザー的なものもやっておりますし、自治体の中で144町村の中で、実はこの包括連携の協定を結んでいるところは洞爺湖町は非常に少ないということでは言われておりますので、そういった点ではやはりこれから官民の連携というのは大事な施策の一つかなと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、この包括連携で手元に経済常任委員会からの説明資料ということで8月にいただいております。これを見ると、株式会社タイミーというのは会社ですね。中身を見ると、これならいいような。先日は勉強不足であったから、ちょっと伺ってある程度マスターさせて、それならばよしだなと。それでこの協定書を結ぶのに、やっぱりデータでちょっとやっぱり猛省をするところがあると思うのですよ。というのは、今5社と

包括連携を結んでいたというけれども、全員協議会を開いてもらって報告されたのは1社だけです。それも何だか自分が横文字というのは苦手なものだから分からないのだけれども、キャンパーズアンドアングラーズといったかな。ここと協定を結ぶのに、全員協議会に報告をされて、そして札幌まで行ってですよ、札幌まで行って協定を結ぶというのは自分あんまり理解できないのですよ。どこが主体性を持っているのか。これから連携していくのに。洞爺湖町で例えば一銭も財源も費用も出さないで企業がやってくれるのだということだったらそれはありがたいことはない。だけれども、補助金等々を出して、これから包括連携をしていくというのに、わざわざ札幌まで出かけて行って協定を結ぶという、これはなぜなのですかね。自分は理解できないのですよ。本来ならば、洞爺湖町の役場あたりで協定を結んだらいいんじゃないですか。このタイミーはそうですよね。ここだけは何で出向いて行って協定結ばなきゃならない。それを簡潔にお願いします。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） 今回の協定場所、キャンパーズアンドアングラーズとの協定の協定式の場所についてですけれども、本協定に際しましては札幌での協定式を行っております。その理由といたしましては、協定を進める企業の食の連携におけるアイビック食品株式会社、この食品開発の拠点、そういった拠点の施設も含めて札幌市において協定式を執り行っております。4社から成る合資企業の出席者調整も含め、双方の観点から、今回札幌市において締結式を行っているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 激論したいのだけれども、時間の関係あるから、次に進めさせていただきます。

洞爺地区の総合開発計画について伺いたいと思うのです。あと18分よりないので。

北海道三景といたら、当然なことでも利尻富士と定山溪と洞爺寺から見る洞爺湖がこの北海道三景と言われて、大変すばらしい地域なのですね。この洞爺地区というのは先人の方々が血みどろになって開拓をして、今日の洞爺地区があるわけであります。

私は約16年ぐらい前に洞爺地区の景観条例のことで質問した経緯があるのですね。そのときに明らかになったのは、当時の洞爺地区というのは洞爺町の湖側の道道の中心線、センターラインから100メートル湖側が国立公園法の第2種特別地域に指定されておったのですね。これは建築物の高さ13メートル以下とか、あるいはまた、意匠によって規制のみで敷地だとか建蔽率だとか、そういったものがはっきりしているのですが、例えば建築改修率はどうか等々ね。それを住民の方々がこれだったら駄目だということで、いろいろ環境庁あたりに要望活動をして、100メートルであるとか、建蔽率だとか13メートル以下だとかそういったことが緩和されたということが明らかになっているわけなのです。これは昭和54年の3月の環境庁の告示の規制ではっきりされたわけでありましてけれども、これは北海道の景観条例が洞爺地区には適用されておるはずなのです。北海道の景観条例の適用。この規制内容というのは、簡単に簡潔にお願いしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、答弁ちょっとできないようなので、後日その辺、条例等を含めて提出させるようにしますので。

越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 何か答弁調整をお願いしたいということだから、北海道の景観条例に触れるからなど一言耳打ちしておいたんだけどもな。まあいいや。

それで、北海道の景観条例の制約があることによって、洞爺地区全体の総合開発計画というのは規制されているのかどうなのかという。

それで、なぜこういうことを聞くかということ、もう歴代の町長も、洞爺地区の地区というのは洞爺湖町のまちづくりの大きな核になるだろうと。自分もそう思っていますよ。したがって、この洞爺地区というのは、自然環境、いわゆる自然と調和の取れた地域指定をしながらまちづくりをしていくという、そういう理念があるだけに、総合開発計画というのは遅れているのかなって。先日、2番議員さんのほうからも質問あったわけでありましてけれども、いこいの家を建設するしない否かについての質問もあったかと思うのですけれども、このいこいの家の建設というのは、これは行政と住民の約束事ですよ。当然、首長が変わったから見直すということはあるかも分からないのだけれども、先人の方々の血みどろになったこの洞爺地区の総合開発計画というのは、言うまでもなく洞爺湖町の将来の大きな大きな核になっていく洞爺地区でありますから、約束事をしっかり守りながら、私は、いこいの家というのは、コンパクトでもいいから、速やかに速やかにやっぱり建設をするという、そういう方向性を出していただきたいと思うのですが、時間の関係上、簡潔にトップのほうから答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） いこいの家についてでございますが、今、予算編成、様々な予算の中で、やはり選択と集中ということと、やはり今、人口が1万1,000人から7,000人、8,000人を切ったと言った中で、やはりそこら辺は聖域は設けずにやはり進めてまいりたいと思っていますところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 大体この計画の方向性とか何とかというのは進めていきたいというけれども、もうあなたの、議員やっていて何年同じような答弁をいただいていると思いますか。議員やってたわけですから分かっていますよね。歴代の首長も、その前の首長も洞爺地区というのは重要な地域だから、しっかりと議論を深めてやっていきたいのだと。ただし、速やかな総合開発を進めていきたいというのが今までの首長の姿勢ですよ。政治姿勢ですよ。でね、私はなぜこういうことを言うかということ、令和4年度執行方針、令和5年度執行方針、令和6年度の執行方針を見ても、重要な地域であるにもかかわらずですよ、3行か4行で終わっているのですよ。皆さん執行方針ここにあるから見てください。ないのだったら一覧しますから。もっともっと洞爺地区の、やっぱり核になる地域だけに、こうこうこういうことを考えてこのように進めていきたいという執行方針じゃないですよ。見たら分かります。書

いた本人だから分かりますよね、何て書いているか。

これではあまりにも洞爺地区の住民の方々にも、あるいは洞爺地区の居住されている住民といったら居住されているわけですから、にも失礼な執行方針の内容になっていませんか。大事だ大事だ、重要な地域だと言っておきながら、3行から4行で終わっているのですよ。読んであげましょうか。読んだらがっかりしますよ。どうでしょう。もう少し洞爺地区の総合開発計画というのは、速やかに前進するというものでなければ。これは少なからずや、いこいの家は、住民と行政との約束がされている施設ですよ。これは早く方向性を出してあげないと。これはあと1年よりないのですけれども、恐らく2年後もあるんじゃないかなという思いを持って質問しているかどうか、それはよく分からないけれどもね。

やはり首長ね、トップね、洞爺地区というのは大事な地域ですよ、洞爺湖町にとっては。その居住されている住民の方々が、何とかいこいの家を建設していただいて、あの風光明媚な洞爺湖を見ながらお風呂に入りたい、こういう声というものを、これはね、義理と人情を秤にかけりゃ義理が重たい男の世界、そういう道を歩んでいるものですが、やはりこれは一日も早く、一年でも早く、いこいの家というのはコンパクトでもいいから手がけると。サンシャインの跡地だってどうなるか分からないでしょう、まだ。

それで、自分は、道の駅の隣の7,700万円で買った公有地も、いつも質問して聞けば、駐車場にしてくれとかという声がありますからと、ただその程度で答弁終わっているのだ、いつも。そんな答弁ではもう駄目ですよ。もっとやっぱり青写真をつくり上げていくという姿勢でないと。利活用をどうするのだと。

それから注目されているのは泉源なのです。自分何度もこの質問させてもらっていますが、この泉源の利活用の強化ね。先ほど申し上げましたが、財田地区の泉源については、そこそこ財田地区の農業者あたりが利活用しているということではありますが、今、陸でもいろいろな養殖を手がけていくような時代ですからね、これは知っていると思うのですよ、先生はね。だからそういう時代だけに、もう少し泉源を利用した、何かこの産業振興につながるような、そういう事業の発掘というものを強化できないのかなという気がするのですよ。

それで、時間の関係ありますけれども、4番議員さんが責任者をやっていた洞爺地域振興委員会あたりが、いろいろな洞爺地区の振興策を議論を深めて町に報告されてということもあるわけですから。今その洞爺地域振興委員会というのは今も健在なのですか。それだけちょっと伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 後藤地域振興課長。

○地域振興課長（後藤和郎君） 議員ご質問の振興策検討委員会でございます。

洞爺高校自体を検討するに当たって振興策検討委員会というのを設けたわけでございますけれども、一定の方向性が見えて、現在、終了してございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そうなのです。もう振興会はないはずなのです。トップね、先ほどなぜ自分は包括連携協定を締結したのは何社だとか、そういった方々のやっぱりアドバイ

ザーも必要だと思うのですよ。だけれどもね、自分たちが居住している自分たちの地域は、こうこうのようにしていくのだという住民の総意を集集されて、やっぱり総合計画をつくり上げていただきたいと思うのですよ。ただただコンサルタントの声がこうであったとか。コンサルタントは正直言ってね、自分に文句あるなら、文句と言った、失礼、今の言葉は取り消しますけれども、言いたいなら来て結構ですけれども、責任は最後まで取りませんよ、責任は。そういう人たちに包括的に投げかけるって、投げるということは自分は絶対反対の立場です。やっぱり少なからずや洞爺地区の振興というのは、洞爺地区の住民の方々が、こういう地域にしていきたい、こうしていきたい、この件はこうなのだという、この間の懇談会でもそうでしょう。失礼ですが、夢物語のようなあれで結構なのですよ。夢とロマンと希望を考えられるような、これからももう一度、あなたの提案で洞爺地区に住民による地域活性化協議会というのは自分でちょっとつくったのを持っているのですけれどもね、そういう活性化委員会などを発足させて、そして住民の声が、総意がそのようになったならば、速やかに事業を発注するぐらいの勢いを持っていただきたい。

財源がないって言うけれども、歳出削減すれば幾らでも出てくる。今日は割愛するけれども。ぜひ今のトップの力で、トップの手腕で、こういう洞爺地区を見捨てるようなことなく、住民による地域活性化協議会などを発足させて、どんどんどんと議論を深めていただきたいと思うのですが、最後に3分よりないので、首長お願いいたします。

○議長（大西 智君） 残り3分切っています。

下道町長。

○町長（下道英明君） ありがとうございます。今ご提案いただいたことは、しっかりと今、課内のほうで検討させていただきながら、まさしく今おっしゃったとおり、従前から、冒頭から議員おっしゃっているように、行政、そして議会、地域が三位一体となってまちづくりを進めていく。これはもう基本的な理念だと思しますので、そこは包括的な連携ということで、民間だけに丸投げするわけではなく、やはりこれは情報共有していきながらしっかりと前に進めさせていただきます。

協議会等につきましても、担当のほうとももう一度協議しながら、またこれは地域の皆様のお声を拾っていくという形は様々な方法もあろうかと思しますので、その一つの方策としての協議会であろうかと思しますので、既にまちづくりフォーラム等もできておりますので、そこと勘案しながら進めてまいりたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今日の朝、議長から、議会運営に協力してほしいというから、1分残してやめます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

ここで、休憩といたします。再開を11時35分といたします。

(午前11時31分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。  
休憩前に戻り、会議を続けます。

(午前11時35分)

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮問理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

この人権擁護委員候補者の推薦につきましては、諮問4件、今回4件続きます。人権擁護委員5名のうちの4名の方について、3年の任期が来年の令和7年3月31日をもって終了いたします。人権擁護委員候補者として法務大臣宛てに推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして議会の意見を求めるため提案をするものでございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町高砂町37番地27、氏名は宮崎泰人氏でございます。生年月日は昭和23年3月18日でございます。

ご経歴につきまして議案説明資料の1ページで説明させていただきたいと思います。

1ページをお開きください。

学歴につきましては、昭和47年3月に専修大学法学部を卒業され、職歴につきましては、昭和52年2月に司法書士として開業し、現在に至っております。

公職歴におきましては、平成9年10月から人権擁護委員をやっていたき、現在に至るところでございます。現在は平成21年5月から洞爺湖町固定資産評価委員会委員長、それから平成22年9月から洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会委員、それから平成28年から洞爺湖町行政不服審査会委員などを歴任されております。

団体歴については、記載のとおりでございます。

今回は再任の提案でございます。これまでの知識、経験を生かして、人権活動にご尽力いただきたくご提案申し上げるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います。  
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

ここで、4番五十嵐議員におかれましては、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場をお願いいたします。

〔五十嵐議員退場〕

○議長（大西 智君） 諮問理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所は虻田郡洞爺湖町洞爺町123番地、氏名は五十嵐優子氏でございます。生年月日は昭和28年3月29日。

ご経歴につきましては、議案説明資料にて説明させていただきます。

2ページをお開き願いたいと思います。

学歴でございます。昭和50年3月に玉川大学文学部を卒業され、職歴でございますが、昭和50年11月にソニー株式会社国内営業所に入社され、その後退社されまして、昭和59年7月に商店に従事して現在に至っているところでございます。また、平成26年2月から洞爺湖町社会福祉協議会の臨時職員をされているところでございます。

公職歴でございますが、平成19年4月より、この人権擁護委員を務めていただいているところでございます。

団体歴は、記載のとおりでございます。

この方も再任の提案でございます。これまでの経験と知識を生かして人権活動にご尽力いただきたくご提案を申し上げるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

〔五十嵐議員入場〕

---

#### ◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮問理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町栄町82番地1、氏名、加賀谷真由美氏でございます。生年月日は昭和31年3月31日。

ご経歴につきましては、議案説明資料の3ページで説明をさせていただきます。

3ページになります。学歴でございます。昭和53年3月に岩手大学教育学部養護教育学科を卒業されております。

職歴につきましては、昭和53年4月にNHK盛岡放送局に入局、その後退職され、昭和54年4月から壮瞥町立壮瞥小学校の教諭になられております。その後、平成28年3月に洞爺湖

町立洞爺湖中学校の校長として退職をされている方でございます。現在は、北海道教育委員会会計年度任用職員として洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校に勤務されているところでございます。

公職歴につきましては、平成31年4月より人権擁護委員として現在に至っているところでございます。

この方も再任の提案でございます。これまでの経験と知識を生かした人権活動にご尽力いただきたくご提案を申し上げるところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮問理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の4ページをお開き願いたいと思います。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

記として、住所、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地83、氏名は荒町美紀氏でございます。生年月日は昭和45年7月11日でございます。

ご経歴につきまして、議案説明資料の4ページにて説明をさせていただきます。

学歴でございます。平成2年3月に北海道留寿都高等学校を卒業されております。

職歴におきましては、平成12年5月から災害用FM FMレクトピアに勤務されております。現在は平成27年から地元コミュニティFM「w i - R a d i o」に携わっていただいております。

公職歴でございますが、令和4年2月から洞爺湖町まちづくり審議会委員、それから令和5年9月から洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定委員会で委員をやられているところでございます。

この方は新任の提案でございますが、これまでの経験と知識を生かして人権活動にご尽力いただきたくご提案をするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時51分)

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、議案を続けたいと思います。

---

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第7、報告第10号専決処分の報告について、工事請負契約の変更を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

報告第10号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、工事請負契約の変更でございます。

6ページをお開きください。

6ページは、専決処分書でございます。令和6年11月28日付で専決処分しております。

7ページになります。工事請負の変更を行うものでございます。

工事請負契約を次のように変更する。令和6年6月19日に議決された議案第6号工事請負契約の締結について（洞爺地域観光施設解体工事）の工事請負契約中「契約の日から令和6年11月29日まで」を「契約の日から令和6年12月19日まで」に改めるものでございます。

変更理由でございますが、解体の実施の過程で新たに支障物件が判明したこと、それに伴う関係機関協議、移設工事、仮設工事に時間を要したことから、予定した工期の終期を変更するものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号専決処分の報告、工事請負契約の変更についての報告を終わります。

---

#### ◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第8、報告第11号専決処分の報告について、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

報告第11号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）でございます。

9ページは、専決処分書でございます。令和6年10月7日付で専決処分をしております。

10ページをお開き願いたいと思います。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ688万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,867万1,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

補正予算（第3号）の事項別明細書をお開き願いたいと思います。

4ページ、5ページになります。

2の歳入でございます。

15款国庫支出金3項委託金1目総務費国庫委託金でございます。衆議院議員選挙に伴う委託金で688万9,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

2款総務費4項選挙費2目衆議院議員選挙費688万9,000円を増額するものでございます。主なものといたしましては、1節の報酬は委員報酬と立会人報酬で94万3,000円、3節の職員手当は職員の時間外手当などで323万5,000円、10節の需用費はポスター掲示板、啓発看板、懸垂幕等で97万2,000円、11節の役務費は投票入場券郵送料等で112万3,000円などでございます。

以上ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号専決処分の報告について、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）の報告を終わります。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第18号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の13ページをお開き願いたいと思います。

議案第18号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、国民健康保険の運営を担う北海道において、国民健康保険税の統一の期日を令和12年と定められたことを受けまして、国民健康保険加入者の急激な負担増を避けるために、道内統一の保険税統一に向けて段階的に税率の引上げを図るべく、

令和7年度国民健康保険税の税率の改定を実施するものでございます。そのために洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額等につきまして、所得割、均等割及び平等割の税率を引き上げまして、併せて北海道で廃止が決定されている資産割の税率を引下げするものでございます。

それでは、お手元の議案説明資料の5ページにて説明させていただきたいと思っております。

5ページになります。洞爺湖町国民健康保険税条例の新旧対照表にて説明させていただきます。

まず初めに、第4条、基礎課税額等の資産割額でございます。

資産割税率の100分の23.4を100分の11.7に改めるものでございます。

次に、第5条、基礎課税額の被保険者均等割額でございますが、2万3,000円を2万3,700円に改めるものでございます。

次に、5条の2の基礎課税額の世帯別平等割額でございますが、6ページになります。一番上になりますが、1号の一般世帯について2万5,000円を2万5,400円に、2号の特定世帯について1万2,500円を1万2,700円に、3の特定継続世帯については1万8,750円を1万9,050円に改めるものでございます。

次に、第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございます。

所得割税率の100分の2を100分の2.06に改めるものでございます。

次に、第7条、後期高齢者支援金等課税額の資産割額でございます。

資産割税率の100分の9を100分の4.5に改めるものでございます。

次に、7条の2、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額でございますが、7,000円を7,400円に改めるものでございます。

下段になりますが、7条の3、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございますが、ここにありますが、6,000円を6,500円に改めるものでございます。

次に、7ページになりますが、2号の特定世帯については3,000円を3,250円に、第3号の特定継続世帯につきましては4,500円を4,875円に改めるものでございます。

次に、第8条、介護納付金課税額等の所得割額でございますが、所得割税率の100分の1.1を100分の1.29に改めるものでございます。

次に、第9条、介護納付金課税額の資産割額でございますが、100分の4.9を100分の2.5に改めるものでございます。

次に、9条の2、介護納付金課税額の被保険者均等割額でございますが、4,500円を5,500円に改めるものでございます。

次に、9条の3、介護納付金課税額の世帯別平等割額でございますが、4,500円を5,000円に改めるものでございます。

次に、第23条の国民健康保険税の減額でございます。

9ページに飛びます。上になりますが、第1項中、国民健康保険税の7割世帯の軽減に関

わる規定となる第1号アの基礎課税額の均等割の軽減額につきまして、1万6,100円を1万6,590円に改め、同第1号イの基礎課税額の平等割額につきましては、1万7,500円を1万7,780円に改めるものでございます。(イ)の特定世帯軽減額の額8,750円を8,890円に、(ウ)の特定継続世帯の軽減額の1万3,125円を1万3,335円に改めるものでございます。

それから、同第1号ウの後期高齢者支援金等の課税額の均等割額の軽減額については、4,900円を5,180円に、同第1号エの後期高齢者支援金等課税額の平等割額の軽減額について、(ア)の一般世帯軽減額の4,200円を4,550円に、(イ)の特定世帯軽減額の2,100円を2,275円に、(ウ)の特定継続世帯軽減額の3,150円を3,413円に改め、同第1号オの介護納付金の課税額の均等割額軽減額については、3,150円を3,850円に改めるものでございます。

次の同第1号カの介護納付金課税額の均等割額の軽減については、3,150円を3,500円に改めるものでございます。

次に、国民健康保険税の世帯5割軽減に関わる規定となる同条第1項第2号アの基礎課税額の均等割額の軽減については、10ページになりますが、1万1,500円が1万1,850円に改め、第2号イの基礎課税額の平等割額について1万2,500円を1万2,700円に改めるものでございます。また、(イ)の特定世帯軽減額の6,250円を6,350円に、(ウ)の特定継続世帯軽減額の9,375円を9,525円に改めるものでございます。

また、ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減額について3,500円を3,700円に、エの後期高齢者支援金等課税額の平等割額の軽減について、(ア)の一般世帯軽減額を3,000円から3,250円に、(イ)の特定世帯軽減額を1,500円から1,625円に、(ウ)の特定継続世帯軽減額の2,250円を2,438円に改め、同第2号オの介護納付金課税額の均等割額の軽減について、11ページの上段になりますが、2,250円を2,750円に、同第2号カの介護納付金課税額の平等割額の軽減について2,250円を2,500円に改めるものでございます。

次に、国民健康保険税の世帯2割軽減に関わる規定となる同条第1項第3号アにあります基礎課税額の均等割額の軽減について4,600円を4,740円に、イの基礎課税額の平等割額につきましては5,000円を5,080円に、(イ)の特定世帯軽減額の2,500円を2,540円に、(ウ)の特定継続世帯軽減額3,750円を3,810円に改め、同第3号ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額の軽減について1,400円を1,480円に、それから同第3号エの後期高齢者支援金等の課税額の平等割額の軽減について、12ページになりますが、(ア)の一般世帯の軽減額を1,200円から1,300円に、(イ)の特定世帯軽減額600円を650円に、(ウ)の特定継続世帯軽減額900円を975円に改めるものでございます。

また、同号第3号オの介護納付金課税額の均等割額の軽減について900円を1,100円に、それからカの介護納付金課税額の平等割額の軽減について900円を1,000円に改めるものでございます。

次に、国民健康保険税の未就学児に関わる減額の規定と同条第2項第1号基礎課税額の均等割額の減額についてでございますが、アの7割軽減世帯に対する減額を3,450円から3,550円に、イの5割軽減世帯に対する減額5,750円を5,925円に、ウの2割軽減世帯に対する減額

9,200円を9,480円に、エの軽減世帯対象外に対する減額1万1,500円を1万1,850円に改めるものでございます。

次に、同条第2項第2号の後期高齢者支援金等課税額の均等割額につきましては、13ページになりますが、アの7割軽減世帯に対する減額1,050円を1,110円に、イの5割軽減世帯に対する減額1,750円を1,850円に、ウの2割軽減世帯に対する減額2,800円を2,960円に、エの軽減世帯対象外に対する減額3,500円を3,700円に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきたいと思います。15ページになります。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例の施行期日は令和7年4月1日となっております。また、適用区分でございますが、この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 今の説明だと、令和12年度に北海道の統一保険料になるということで、それまで保険料が急激に負担増になるということで、それを負担感を和らげるために段階的に増やしていくということの説明だったかと思うのですが、この北海道の統一保険料についても、大阪とか京都とかは取り組んでいるみたいなのではございますけれども、ほかの県についてはあまり進んでいないという話は聞いておりますが、北海道はそういうふうなことになってしまったんですけれども、そこで質問したいのが、負担は増えていくということなのではございますけれども、この間、説明会が役場であったときに私もちょっと前半出させてもらったんですけれども、そのときに、令和12年までの保険料、負担が増える世帯と、逆に減る、所得によって減っていく部分があるということを知ったんですけれども、その部分、低所得者層ほど負担が増えるのかなと思ってちょっと聞いていたんですけれども、そこら辺もう一度教えていただければと思います。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 税率改正による負担の割合で、増える方と減る方がいるということのご質問かと思いますが、今回の税率改正につきましては、所得割と均等割と平等割というのは段階的に上げていく方向になります。一方で、資産割については令和9年に廃止になりますので、現在資産割がかかっている方につきましては、その資産割の分が減ることになります。ですので、トータルで考えますと、全体的には、最終的には上がるのですけれども、資産割の分が減る方については、その上げ幅が少なくなるということで、令和7年度と令和8年度で資産割が減りますので、令和7年度については一時的に下がる方もいらっしゃるということでの説明でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

議案に対しての質疑をお願いします。質問ではなく。

○2番（小林真奈美君） 私の理解では、低所得者層ほど負担感が、同じ100円増えるにしても、所得の多い方の100円と低所得の方の100円というのは違ってくると思うのですね。それでちょっと心配だったのは、9月会議の中で決算委員会をやったとき、その前もそうだったんですけども、令和4年、令和5年の決算の中で、結構この国民保険に関する滞納者が多かったと思うのですよ。年々増えてきているというような表現だったんですけども、それを考えると、今回の統一保険料になるに当たって、そういう低所得の方が負担感が大きくなるとますます滞納者が増えてくるのではないかなと私はちょっと心配しているのですけれども、そのところはどうか考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 確認なのですが、議案の条例改正の中でどの部分なのかちょっとお示しいただければと思います。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 全体的に保険額についてお聞きしています。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 低所得者のほうが均等割、平等割がかかることによって、同じ金額でも負担感が高いのではないかとのご指摘かと思えます。

これにつきましては、低所得の方に関しましては、均等割、平等割が軽減をされるということで、仮に100円が増える場合については、7割軽減の方が70円で5割軽減の方は50円、2割軽減の方が20円ということで、所得の低い方については負担感が低くなるような税額になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

まず初めに、本件に反対者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 議案第18号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、加入者の収入が少ない低所得者層の方々が、もう最初から多い、そういった状況で始まっています。ほかの医療保険に加入されていない、全ての方を対象にした公的な医療保険、誰もが医療を受けられること、これを基本としています。しかしながら、2018年度から始まったこの国保料の都道府県化、この第1クールはもう終わりました、今度は第2クールに入るわけですが、この国保料の急激な、先ほど言いましたように、引上げ防止のための激変緩和策が取られましたが、保険料の負担は所得の10%近くにもなる、

こういった高額のことには変わりはありません。

北海道の国保運営方針、これは2030年までに統一の料金の達成を目指すものであって、これを達成するために、この令和8年までの資産割保険料の廃止、そして賦課限度額の統一、市町村個別の歳入歳出の共通化、また市町村間の収納率の差による保険料負担の公平化、決算補填などの目的への法定外繰入れの解消などが上げられています。今回のこの改正により今後負担が非常に重くなる世帯、均等割が非常に増加されています。

均等割というのは、世帯割とは違って、家族構成が1人、2人、3人と多くなるにつれて、2倍、3倍、4倍というふうが増えていく、そういったものが均等割です。この均等割の負担額が非常に大きいものとなっています。しかしながら、保険料・税の減税に対するための補助補填が現在の自治体独自の繰入れしているもの、これも道庁に合わせるようにするという、そういうふうにしなければならないことにおいて、町独自の補填などが切り捨てられる危険性も感じられます。

国保料・税の一部負担金、この負担金減免など、年金生活者等の恒常的な低所得世帯を対象にしているにもかかわらず、統一保険料になった場合、法定外繰入、先ほど言ったような解消、事実上禁止されることになってしまいます。国保加入者、そして保険料・税の引下げに町、自治体は応えなくていいものなのではないでしょうか。市町村の自治権は、この国保に関しては通用しなくなってしまうということになりかねません。

統一基本料金が実現されなくても、各自治体に住んでいる人、そしてその環境など全て違うものがあります。医療費の水準はそれによっても違ってきます。町で示されたこの改定予定表を見ても、所得割、均等割、平等割、そして資産割の廃止から見ても、資産のない人には、この資産割で減った分は加算されてしまう、そういったこともなりかねません。今回のこの国民健康保険税は、低くなればなったほど、その均等割の家族構成が多い家庭ほど負担が重くなる、そういったものであることについて、私はこの国民健康保険税条例の一部改正について反対します。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 賛成の立場で討論に参加したいと思います。

令和7年度国民健康保険税率の改定に伴う条例の一部改正ということでございます。

北海道国民健康保険市町村連携会議におきまして十分な協議の末、運営方針を出されているものと理解をしております。国民健康保険財政の運営については、北海道内どここの市町村にいても同じ所得、同じ世帯状況であれば同じ保険料になるよう、令和12年までに保険料水準を統一することとなっております。

また、令和9年度までに資産割が廃止となり、所得割、均等割、平等割を均等にし、平準化を図る必要があります。北海道国民健康保険財政の運営の健全化を図っていくためのものであり、令和12年度までの段階的な税率の一部改正については毎年度提案がされるものであります。

以上のことから、令和7年度の税率の改定については賛成をするものであります。

以上です。

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第18号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第19号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の16ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町健康福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、洞爺湖町地域交流センターの解体に伴いまして、現行の健康福祉施設条例におきまして洞爺湖町地域交流センターに関わる文言の削除をするなど一部改正をするものでございます。

議案説明資料にて説明させていただきたいと思います。

14ページをお開きください。洞爺湖町健康福祉施設条例新旧対照表でございます。

第1条の施設の設置につきましては、洞爺湖町地域交流センターの文言を削除するものでございます。

第2条の施設の名称及び位置につきましては、名称の欄にあります洞爺湖町地域交流センター並びに位置の欄にあります虻田郡洞爺湖町栄町63番地1以下の文言に関わる条項を削除するものでございます。

14ページから15ページにかかりますが、第7条の施設の利用につきましては、第2項の使用料の納付についての規定及び第3項の洞爺湖町集会所条例の準用についての規定に関わる条項をそれぞれ削除するものでございます。

議案書の16ページに戻っていただきまして、条例の改正に関わる附則でございますが、この条例は公布の日より施行するものでございます。

以上提案申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号洞爺湖町健康福祉施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第20号洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、町で管理している町営住宅泉公園団地、月浦団地、のぞみ団地の174戸のうち25戸について公営住宅法に基づく、みなし特定公共賃貸住宅として中堅所得者に対して入居を可能とする条例改正を提案するものでございます。

また、みなし特定公共賃貸住宅として指定する部屋の入居資格について、60歳以下の若年単身者も入居できることとする条例を併せて提案するものでございます。

改正の内容については、議案説明資料にて説明させていただきたいと思います。

16ページをお開きください。洞爺湖町営住宅条例新旧対照表でございますが、その中の第52条中第1号中に「あるもの」の次に、「。ただし、規則で定める町営住宅については、この限りでない。」というものを加えるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則になります。

第1条、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 簡単に。25戸ほど公営住宅に指定をしながら、単身の方々も所得によって入れるということは、これは一歩前進かなと思うんだけど、ただ、指定されている公営住宅というのは、あまり一般的に希望者が少ないところなのですよ。したがって、そういう今回の指定されている公営住宅以外でも、希望の多いところでも、例えば空いているところは、そういったところも1か所か2か所ぐらい指定することによって入る方々が増えてくるのではないかなという気がするのですけれども、その辺はどのような見解でしょうか。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） 今回指定する3住宅については、今議員ご指摘のとおり、空きが多い住宅をピックアップして、みなし特定公共賃貸住宅として指定してございます。このみなし特定賃貸住宅とするには、本来入居者の入居を阻害しないという条件がございまして、国、北海道とも協議して、この住宅をピックアップしたのでございますけれども、この先もずっと空いているかどうか、空き部屋の大体半分ほどを今回、みなし特定公共賃貸住宅に使用させていただくこととしました。のぞみ団地については75%ぐらい空き住宅に指定しまして、残りについては、柳川通り団地とか、そういったところで確保できるだろうというところでちょっと多くやっております。

議員ご指摘のとおり、ほかの人気があるところについても指定したほうがいいんじゃないかということで、その点については、私たちもこの先の需要を見ながら、北海道、国とも協議しながら需要を見て、増やすところについては今後検討していきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号洞爺湖町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号洞爺湖町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第21号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

議案第21号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてでございます。

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、本年9月6日に公衆浴場入浴料金等の統制額の改定が北海道より告示されました。10月1日より施行されてございます。洞爺湖町といたしましても、これまでと同様に統制額の改定に倣いまして、洞爺いこいの家の利用料金及び一般入浴事業に関わる入浴料金の改定を行いますとともに、高齢者入浴助成事業に関わる入浴施設の支払額の改定を行うものでございます。

この改定につきましては、大人料金については10円を引き上げて500円にするものでございます。また併せて高齢者入浴に対する入浴施設の支払額の改定につきましては10円引き上げて440円にするものでございます。

それでは、議案説明資料にて説明させていただきます。

17ページをお開きください。洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表でございます。

別表の利用料金、入館料でございますが、大人の入浴料金を490円から500円に引き上げ、2項の回数券でございますが、利用料金を4,900円から5,000円に改めるものでございます。

次に、18ページになりますが、洞爺湖町の一般入浴事業に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条第2項の入浴券の料金につきましては、10回券綴りを大人4,900円から5,000円に改めるものでございます。

続いて19ページになりますが、洞爺湖町高齢者入浴助成に関する条例新旧対照表でございます。

第5条第1項及び第6条の入浴施設の支払額につきましては430円を440円に改め、高齢者入浴に関わる助成額につきましては280円を290円に改めるものでございます。

議案書の18ページに戻っていただきたいと思います。

改正条例による附則でございますが、第1項の施行期日でございますが、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。また、附則第2項の経過措置でございますが、施行日の日の前日までに購入した旧券の利用について定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号及び議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第22号指定管理者の指定について、中島・湖の森博物館及び議案第23号指定管理者の指定について、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場を一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案第22号及び議案第23号を一括して提案をさせていただきます。

20ページをお開き願いたいと思います。

議案第22号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、第22号でございますが、指定管理者の制度により指定管理の運営している洞爺湖中島・湖の森博物館の指定期間が来年3月をもって終了することから、令和7年4月以降についても指定管理を定めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、所在地、有珠郡壮瞥町字中島2418林班国有林内、名称は、中島・湖の森博物館、それから、指定管理者に指定する団体、所在地は、有珠郡壮瞥町字中島、名称は、有限会社洞爺湖汽船商事、代表者は、代表取締役、大西英生氏でございます。

指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

これにつきまして議案説明資料で説明させていただきたいと思います。

20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

概要が載っているかと思いますが、その中で選定方法でございますが、選定方法は公募に

よる選定としているところでございます。公募したところ、現在の指定管理者、有限会社洞爺湖汽船商事1者からの応募がありまして、指定管理者選考委員会の意見を踏まえまして、来年度以降も同者を指定するものでございます。

指定の概要は、記載のとおりでございます。

管理運営費でございますが、ここにあります年間265万5,000円を年額として予定しております。

それから、収支計画書が21ページの下の方にあるかと思いますが、その中で指定管理料100万円を計上したところでございます。

次に、議案第23号のほうに説明を移らせていただきます。

議案第23号指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者制度で同じような状況で、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場の指定期間も来年の3月をもって終了することになります。令和7年4月以降の指定管理者を定めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、虻田郡洞爺湖町入江105番地2。名称は、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場。

指定管理者に指定する団体でございますが、所在地は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地、名称は、株式会社グリーンステイ洞爺湖、代表者は、専務取締役、杉上繁雄氏でございます。

指定する期間につきましては、令和7年4月1日より令和10年3月31日の3年間でございます。

これにつきましても議案説明資料で説明させていただきたいと思っております。

議案説明資料の22ページ、23ページをお開き願いたいと思っております。

選定方法でございますが、公募によらない選定としております。当初、指定管理者の選定方法は公募としていたところでございますが、候補者がなく、理由としては、これまで指定管理をしていた株式会社グリーンステイ洞爺湖では、人員スタッフの高齢化によりまして5年間の契約は厳しいという判断から申請しなかったということでございまして、協議した結果、公募によらない指定管理者の手続に関する要綱に基づきまして、現在指定管理をしている株式会社グリーンステイ洞爺湖に、これまでの専門性が必要とされる施設で事業の継続性、実績から引き続き委託先として選定するものがよいとして、実績を踏まえ、期間を3年間として来年度以降も同者に指定をするものでございます。

管理運営費は462万円としております。年額でございます。

23ページの下になりますけれども、5の収支計画書にありますけれども、指定管理料においては296万円を計上しているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 公募してもしなくても1件だけだったということで、管理していただくことには異論はないのですが、その経費といいますか委託料の部分でそれぞれ、博物館のほうが266万5,000円、それから夕日ヶ丘のほうが462万円となっております。これぐらいは必要ということでの算出だと思いますが、そのうち利用料金でございますが、これはずっと固定になっていきますけれども、状況が分からないから固定しているのだと思いますけれども、計画の段階では。変動するのが当然でありますので、この金額になるとは限りません。少なくなるか多くなるか、どちらになるか分かりませんが、利用料金の増減に対してどういう取決めになっているか、このことだけお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 委託料は、5年間あるいは3年間ということで統一した金額でさせていただきます。歳入の利用料金という部分は、確かに利用者数の変動によりまして変わってきますので、その辺の収支によりましては、協議をしながらその都度協議をしていくということで協定を結ばせていただくことになっております。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 増えたときはそのままどうぞ。少なかったら補填をすると、そういう取決めではない、常に協議をするということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 基本的にはこの委託料でいきますけれども、多い場合はそのままいきます。どうしても赤字が大きくなった場合については協議をさせていただくということになっています。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今回22、23ということで提案してもらったから比較するのにいいなと思ったんですが、一方では指定管理期間が5年、他方は3年と。3年のほうについては、働く人が少ないということの理由が述べられているようでありますけれども、それは働いている従業員の給与といいますか、そういったことが働き手が集まらないということなのだろうか、それとも全体的に人手不足ということが大きな原因として、5年のものを3年にということになってくるのかなと思うんですけども、その辺はどうなのですか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 人手の関係でございますけれども、従業員の関係でございますけれども、給料がどうのこうのという話ではございません。基本的にスタッフの年齢が高齢化してということで、特にグリーンステイ洞爺湖さんが70を超えている方がやられているというところもございまして、5年間という長期間になると保証ができないという

ことでしたので、3年間であれば何とかできるということで受けていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） グリーンステイという一つの企業といいたいまいしょうか、その方針ではないのですか。それは、相手方に委託する側のほうの働く声がそうだからということで5年のものを3年にするというのは、それはいかなものかなという気がするのだけれどもね。当然、洞爺湖町直結の事業ではないわけだけれども、しかしやっぱりそういったことが、集まらない要因というのは、今、課長が述べられたような要因じゃないんじゃないかなという気がするのだけれども。これはグリーンステイの都合によって3年間ということなんじゃないかなという、よからぬ思いも浮かんでくるのだけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） グリーンステイさんのほうでこれまでも人員を募集しながらパークゴルフ場の運営をしていただいておりますけれども、なかなかやはり高齢化ということで何年も続けていくことが厳しいという状況というふうにお聞きしてございます。

本施設は、やはり町民の利用はもちろん、洞爺湖温泉での宿泊者など町外の利用者も多く、健康増進や観光振興にも寄与されている施設でございます。昨今のパークゴルフ人口の減少ということもございますけれども、この施設が観光地の近郊であることや国道37号線沿いにある地理的環境も今後の需要も見込まれるということで、さらなる地域活性化の施設という位置づけになることから、町としても、5年間の公募が厳しければ、ここで申出がなかったところから、何とか3年間というところで、公募によらない指定をさせていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第22号指定管理者の指定について、中島・湖の森博物館の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号指定管理者の指定、中島・湖の森博物館についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号指定管理者の指定、中島・湖の森博物館については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号指定管理者の指定について、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号指定管理者の指定について、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号指定管理者の指定について、洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場は、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩といたします。再開を2時20分といたします。

（午後 2時08分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時20分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般議案を続けます。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第24号財産の取得について、道路維持車両トラックを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、22ページをお開き願いたいと思います。

議案第24号財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、1の取得する財産は、道路維持車両トラックでございます。

2の数量は、1台、3の契約方法は、指名競争入札でございます。

4の取得価格は、1,472万1,700円でございます。

5の取得先でございますが、登別市大和町1丁目12番地、UDトラックス北海道株式会社室蘭支店、支店長、藤盛和仁氏でございます。

このトラックでございますが、現在、小型の廃家電などの物品の運搬や冬期の融雪剤散布などに使用しておりますけれども、平成4年に納入されまして31年を経過しているところで

ございます。これまでも維持メンテナンスを繰り返し実施してきましたが、経過年数を考慮しますと更新時期を迎えることから中古車を取得するものでございます。

議案説明資料の24ページに、その参考図がついております。

トラック車両の概要は、トラック仕様で、年式は令和5年11月登録の中古車でございます。寸法等は記載のとおりでございます。

納入期限につきましては、令和7年3月21日としているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号財産の取得について、道路維持車両トラックを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号財産の取得について、道路維持車両トラックは、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第25号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書23ページをお開き願いたいと思います。

議案第25号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,067万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,934万9,000円とするものでございます。

第2条債務負担行為でございます。債務負担行為を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によると書いてございます。

26ページをお開き願いたいと思います。

議案第22号、それから議案第23号でご承認いただきました指定管理者への指定管理の期間及び限度額を定めたものでございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

事項別明細書、補正予算（第4号）の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金で1,913万円の増額でございます。2節の児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担で公定価格の引上げに伴う増でございます。それから、子育てのための施設等利用給付費負担金で認可外施設利用者増による負担金の増でございます。

次に、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で609万4,000円の増額でございます。1節の総務費補助金で、デジタル基盤改革支援補助金で戸籍情報システムの機器更新による補助金で10分の10の補助金となっております。

2項国庫補助金5目教育費国庫補助金で62万7,000円の増額でございます。1節の小学校費補助金及び2節の中学校費補助金でございますが、いずれもGIGAスクール運営支援センター整備及びネットワークアセスメントの費用の補助でございます。

続いて道支出金になります。16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金で144万4,000円の増額でございます。これは国庫負担で説明したものと同様でございます。児童福祉費負担金は公定価格の引上げ、それから子育てのための施設等利用給付費負担金は市認可外施設利用者の増によるものでございます。

19款繰入金1項1目繰入金で5,060万円の増額でございます。1節の繰入金は財政調整基金繰入金で財源不足による繰入金4,200万円の増でございます。

次に、育英資金等教育振興基金繰入金で230万円の増額でございます。中学校制服等購入費助成の増による充当増でございます。

次に、公共施設等整備基金繰入金で570万円でございます。これは歳出に出てきますが、洞爺観光情報センター外壁修繕工事に充当による増でございます。

それから、みんなの基金繰入金60万円の増でございます。これは学校給食会計補助金増による充当増でございます。

次に、歳出になります。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

2款総務費1項総務管理費4目物品集中管理費で276万円の増額でございます。消耗品及び印刷製本費の増でございます。庁舎内の消耗品及び印刷物の単価増によるものでございます。

5目電子計算管理費、12節の委託料になりますけれども、光ケーブル移設業務委託料で洞爺地区の光ケーブル移設に要する費用でございます。

次に、7目財政会計管理費141万1,000円の増は償還金でございます。令和5年度国庫支出金の精算による返還金を計上したものでございます。

続いて、3項1目戸籍住民基本台帳費で609万4,000円でございます。電算システムの改修委託料で戸籍情報システム標準化・共通化改修に関わる費用でございます。

次に、民生費1項社会福祉費2目高齢福祉費でございます。18万1,000円の増額で、これは印刷製本費でございますが、先ほどありました入浴料金の改定に伴って印刷が必要になったため計上したものでございます。

続いて、6目後期高齢者医療費で1,916万5,000円の減額でございます。令和5年度療養給付費負担金の精算による減でございます。

続いて、4項児童福祉費1目児童福祉総務費で480万4,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入でもありましたが、子育てのための施設等利用給付金負担金で、施設外認可が増になったもので99万円、それから施設型給付費負担金で381万4,000円の増額は、人事院勧告による公定価格の引上げに伴う増でございます。

5項保育所費2目常設保育所費370万6,000円の増額でございますが、広域入所委託料で広域入所児童の増により増となっております。

次に、8ページ、9ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費になります。2の虻田地区健康福祉センター等運営事業で38万円の増額、これは光熱費の増によるもので、実績見込みにより光熱費が不足することから増とするものでございます。次に、洞爺地区健康福祉センター等運営事業で2万7,000円の使用料及び賃借料の増でございますが、これはAEDの借上料でございます。それから、水道事業会計・簡易水道事業特別会計繰出金で300万円の計上でございます。これは補填財源は現金の不足による増額をするものでございます。

次に、4項清掃費1目清掃管理費で70万円の減額でございます。内訳としましては、消耗品費250万円の減額がございます。これは指定ごみ袋等の購入費の入札執行残による減でございます。その下の花美館維持管理事業で180万円の増額ですが、120万円におきましては決算見込みによる光熱費の不足の増により計上しております。修繕費60万円でございますが、これはベルトコンベアやブレーカー等の交換の施設の機器の修繕の費用でございます。

次に、7款商工費2項観光費2目観光施設管理費でございます。1,382万1,000円の補正でございます。うち洞爺湖観光情報センター等管理運営事業で工事請負費で570万9,000円を計上してございます。施設の老朽化により外壁が剥がれ落ちる可能性があるため、早急な修繕が必要なことから計上したものでございます。7の洞爺湖ビジターセンター・火山科学館管理運営事業800万円の増額でございます。火山科学館管理運営資金貸付で人事院勧告による人件費の増や昇給に伴う人件費の増で、赤字補填のために計上したものでございます。12の洞爺・水の駅管理事業の中の委託料でございますが、洞爺・水の駅清掃業務等委託料で11万2,000円でございますが、これは水の駅のトイレ改修工事を実施していることから、中央公園のトイレを開放することになり清掃委託料を増とするものでございます。

下段の8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費で272万2,000円の増額でございます。内訳でございますが、3の洞爺地区道路橋梁保守事業で32万5,000円の増額、これは道路照

明の外灯の球切れによる交換修繕25基等でございます。それから17節の備品購入費は、高圧洗浄機が壊れたということで購入から25年が経過していることから、部品の交換が不可のために購入するものでございます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

4の橋梁長寿命化計画修繕事業で129万5,000円の増額でございます。橋梁点検負担金でございます。ニナルカ橋の点検において、ロープアクセス等が必要になったことから、いわゆる点検項目が変わって増になったことから増になるところでございます。

それから、6款住宅管理費2目住宅建築費2目住宅管理費でございます。10節の需用費で修繕料で420万円の増額でございます。退去時及び通常の小破修繕、消防設備の修繕の増加による増でございます。

次に、10款教育費1項教育総務費3目諸費239万5,000円の増額でございます。18節の負担金補助及び交付金でございます。これは中学校の制服等購入費助成金で、令和7年度中学校に入学する生徒の支給分より、保護者への助成ではなく制服取扱業者への支払いとなったことから、令和6年度中に支払いが必要になったことから計上したものでございます。

続いて、2項の小学校費は、財源補正でございます。

3項中学校費1目中学校管理費で、1の中学校管理事業で光熱水費200万円でございます。これは決算見込みより電気料の不足による増額となっております。

3項中学校費2目教育振興費10万円の増額でございますが、これは19節の扶助費でオンライン学習通信費扶助で、決算見込みより不足になることから増額するものでございます。

それから、4項社会教育費3目社会教育施設費でございます。30万7,000円の増額でございますが、内訳として、修繕料13万9,000円でございますが、これは母と子の館の調理室に設置しているストーブの故障による取替え、それから洞爺総合センター管理事業の16万8,000円の修繕料でございますが、これは集会室の排煙窓のガラス等の破損による修繕費用でございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

5項保健体育費3目給食施設費でございます。1の洞爺給食センター運営事業19万2,000円でございますが、これは物価高騰で食材費が増になったことによる給食会計の赤字補填の補助金の増でございます。

2の虻田給食センター運営事業でございますが、修繕料44万円でございますが、これは食品食器品庫の鋼製建具の修繕費用でございます。18節の負担金補助及び交付金58万7,000円におきましては、洞爺地区と同様、物価高騰による食材費増になったことから給食会計への赤字補填としての補助金の増でございます。

13款予備費1項1目予備費でございますが、3,077万円の増額でございます。補正後は5,661万5,000円としたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 確認程度の質疑をさせていただきます。

初めに、8ページ、9ページの清掃管理事業のところで消耗品費250万円の残、これは、ごみ袋の執行残、ごみ袋をどこかに頼んで、思ったより安かったから250万円が余っているということでしょう。だから、すごい金額かなど。過去に、10年ぐらい前の話ですけれども、ごみ袋を格安で買って、非常に品質が悪くて、やめさせたことがあったんです。要するに持てばすぐ破けるといふ、それは安くて非常に値段的にはいいのだけれども。そういうことがあるのかないのか、今までと同じ品質なのかということを確認したいと思います。

それともう一つ、その下のほうに、洞爺観光情報センターの管理運営事業とありますが、これは壁が剥がれてきたということで、あの建物は非常に古いので、ほかにもそういうことないのかなど。何かあそこで落ちてきたら、下に人でもいたら大変なことなのでね。そういうことはないのかあるのか、それを確認しているのかしていないのか、その辺を確認します。

もう1個、11ページです。町営住宅の管理事業ということで420万円の修繕をしましたということなのですけれども、この戸数を教えていただきたいと思います。その3点です。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 1点目のごみ袋の関係でございます。

250万円の今回入札執行残としてございますが、大きな要因といたしましては、入札の額の中には、ごみ袋の型を作る費用も含めて入札の予定価格として算出しているのですけれども、今回、型を持っている業者が落札したので、その分が要らなくなったということがまず1点でございます。

あと、安くて品質が悪い可能性があるのではないかといたところでございますが、引張る検査というのも行っておりまして、町のほうで提示している、あまり破けないような指数があるのですけれども、その検査をして、きちっと合格したものを確認して納品をしておりますので、その辺は心配ないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） 町営住宅の管理事業の修繕料でございます。

今回420万円の中でやる修繕に関しましては、泉公園団地の退去修繕が1部屋、コスモス団地が1部屋、白鳥団地が2部屋、月浦団地が1部屋、新青葉団地が1部屋、そのほかにホープ21の灯油タンクの修繕、洞爺の3号団地の灯油タンクの修繕、消防設備の修繕などが含まれております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 洞爺湖温泉の観光情報センターの外壁の件でございます。

専門家に一応全体を見ていただきまして、喫緊で直さなきゃいけない、修繕しなきゃいけない部分が2か所ございまして、その2か所の修繕で今回補正予算を提案させていただいてございます。

○議長（大西 智君） いいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第26号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書27ページをお開き願いたいと思います。

議案第26号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては、補正予算に関する説明書で説明させていただきたいと思います。

水道事業会計補正予算に関する説明書（第1号）の3ページをお開き願いたいと思います。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費におきまして、電気料金の高騰による光熱費の要する費用を20万円増額するに伴い、4項1目の予備費で20万円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、議案第27号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、28ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条、予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,024万3,000円は、過年度損益勘定留保資金603万円、当年度損益勘定留保資金1,611万3,000円、当年度未処分利益剰余金270万1,000円、繰越利益剰余金539万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

これにつきましては、補正予算説明書で説明させていただきたいと思います。

4ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出でございます。

1款簡易水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費におきまして、電気料高騰により、動力費に要する費用70万円を増額するに伴い、2項予備費1目予備費において同額70万円を減額補正するものでございます。

次に、資本的収入でございます。

1 款資本的収入 2 項他会計補助金 1 目他会計補助金で、補填する財源不足によりまして 300 万円を増額するものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきたいと思います。

第 4 条になりますが、予算第 9 条で定めた一般会計からの会計へ補助を受ける金額を 2,380 万円を 2,680 万円に改めるものでございます。

第 5 条、予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

繰越利益剰余金の処分でございます。

「第 11 条 繰越利益剰余金のうち 539 万 9,000 円を次のとおり処分するものと定める。」

「(1) 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填 539 万 9,000 円」を加えるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 18、議案第 28 号令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書 29 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 28 号令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条、予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,983万6,000円は、過年度損益勘定留保資金において5,451万7,000円、当年度損益勘定留保資金6,531万9,000円を補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額のとおり補正するものでございます。

これにつきまして、補正予算に関する説明書で説明させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費において、令和5年度起債借入分の支払利息確定により8万円を増額、2目消費税及び地方消費税で中間申告分消費税納付額が確定したことによりまして74万8,000円を増額するものでございます。それに伴いまして4項1目予備費で82万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、5ページになりますが、資本的収入でございます。

1款資本的収入1項企業債1目建設改良事業債で3,570万円の減額、3項1目国庫補助金で3,707万円の減額、いずれも事業内容の変更により減額補正するものでございます。さらに、1項負担金等2目受益者分担金の発生によりまして5万4,000円を増額補正し、資本的収入の合計は7,271万6,000円を減額補正するものでございます。

下の資本的支出でございますが、1項資本的支出1項企業債償還金1目企業債元金償還金でございますが、繰上償還に伴い20万円の増額、2項1目建設改良費で事業内容の変更により7,274万円を減額補正し、資本的支出の合計は7,254万円を減額するものでございます。

議案書30ページに戻っていただきたいと思います。

第4条、予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。

起債の限度額7,340万円を3,770万円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました

---

◎議案第29号及び議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第19、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、1ページをお開き願いたいと思います。

議案第29号洞爺湖町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、それから2ページの議案第30号洞爺湖町特別職の給与等に関する条例の一部改正について、一括して説明をさせていただきます。

この改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定による官民較差に基づき職員の給与水準の増額改定が予定されていることから、これに準拠し議会議員及び特別職の期末手当の支給割合を0.1か月分増額改定するものでございます。

なお、改定に当たっては、本年度分は12月支給分のみ0.1か月増額させ、令和7年度以降は6月と12月の支給割合を平準化するもので、それぞれ0.05か月分として改正することになっていることから、第1条においては令和6年12月の期末手当の改正、第2条においては令和7年度以降の期末手当の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料の1ページで説明させていただきます。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第1条関係ですが、第6条第2項中、令和6年12月の支給割合を100分の225を100分の235に改めるものでございます。

第2条でございます。令和7年度以降の支給割合を6月と12月に均等になるよう100分の235を100分の230に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして附則になります。

附則第1項、施行期日としては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条に関する規定につきましては令和7年4月1日からの施行とするものでございます。

附則の第2項は、令和6年12月に支給する期末手当の支給割合の改定について令和6年12月1日から適用するものでございます。

なお、附則第3項につきましては、期末手当の内払についてのみの規定としてございます。続きまして、議案書2ページになります。

議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と全て同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行いたいと思います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第20、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書3ページをお開き願いたいと思います。

議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、先ほどと同様なのですが、本年度の国家公務員の給与改定に伴いまして、官民較差に基づき給与水準の改定を行うものでございまして、給与につきましては平均で2.68%の引上げ、期末・勤勉手当については合わせて1か月分の引上げ、令和7年度以降につきましては、期末手当の支給額につきましては6月と12月に平準化する内容となっております。

また、寒冷地手当におきましては、民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額11.3%の引上げとなっております。

今回提案する条例の一部改正については、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例と同様に適用時期が異なりますので、第1条におきましては令和6年度に適用する給与改定を、それから第2条におきましては令和7年度以降に適用する給与改定を行うものでございます。

それでは、議案説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の新旧対照表の第1条でございます。

第17条の寒冷地手当について、扶養親族のある職員の支給額2万3,360円を2万6,000円に、その他の世帯主である職員の支給額は1万3,060円を1万4,500円に、その他の職員の支給額は8,800円から9,800円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第21条の2項の期末手当については、再任用職員以外の職員にあっては12月の支給割合は100分の122.5から100分の127.5に、再任用職員にあっては100分の68.75から100分の71.25にそれぞれ改めるものでございます。

4ページになりますが、24条第2項の勤勉手当については、再任用職員以外の職員にあっては12月期の支給割合を100分の102.5を100分の107.5に、それから再任用職員にあっては100分の48.75から100分の51.25にそれぞれ改めるものでございます。

5ページになります。

第2条関係でございます。第21条2項の期末手当については、6月期と12月期の支給割合を平準化し、再任用職員以外の職員にあっては100分の127.5を100分の125に、再任用職員にあっては100分の71.25を100分の70にそれぞれ改めるものでございます。

第24条第2項の勤勉手当については、6月期と12月期の支給割合を平準化し、再任用職員以外の職員にあっては、6ページになりますが、100分の107.5を100分の105に、再任用職員にあっては100分の51.25を100分の50にそれぞれ改めるものでございます。

議案書3ページに戻っていただきます。

第1条における別表第1、行政職員給与表、全部改定は5ページ以降のとおりになって改定することとしております。特に若年層に重きを置きつつ、おおむね30代後半までの職員に対して重点を置き、平均で2.68%を引き上げるものでございます。

最後に4ページ、附則第1項の施行期日等としましては公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとなりますが、附則第2項により、寒冷地手当の支給額の改正並びに行政職給与表の改正は令和6年4月1日、また、期末手当、勤勉手当の支給割合の改正は令和6年12月1日から、それぞれ遡及適用により施行するものでございます。

次に、附則第3項につきましては、給与の内払についてのみなし規定でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第21、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の8ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、今年度一般職員の給与改定に準じて給与水準の改定を行

うものでございます。

次のページにあります。別表の会計年度任用職員の給与表につきまして全部改正でございます。平均で11.06%引上げになるものでございます。

附則になります。附則の第1項の施行期日等は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項については、会計年度任用職員の給与表の改正は、令和6年4月1日から遡及適用するものでございます。

附則第3項につきましては、給与の内払についてのみなし規定となっております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第22、議案第33号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の10ページをお開き願いたいと思います。

議案第33号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億34万9,000円とするものでございます。

このたびの補正につきましては、人事院勧告による人件費の増額とそれに伴う各特別会計

への繰出金の補正をさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

19款1項1目の繰入金で8,100万円の増額でございます。財政調整基金繰入金で、財源不足による繰入金の増でございます。

続いて、歳出でございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

1款の議会費から16ページでございます給与費まで、給与の改定による増額となっておりますので、個々の説明については省略させていただきたいと思います。

13款1項1目の予備費でございますが、25万7,000円を増額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 歳入についてお伺いしたいと思います。

8,100万円を財政調整基金から繰入金となっております。今回これを入れますとどれだけの残が今年度残るのか、お聞きをしたいと思います。

それと今日の一般質問でもありましたけれども、来年度の予算にも相当数の繰入金が入るというようなことでございます。正直言いまして私たちの大事な貯金だというふうに思いません。これは人事院勧告といえども、町でこういうふうな議会を経て整理するわけですが、大変厳しい財政状況だと町のほうも言っていますし、議会のほうも認識しています。私も今回の一般質問中でも、稼ぐ、儲ける、町もそういうことをやるべきじゃないかと提案しています。ほかの一般質問でもその提案をしていますし、何かつけてほしい、何かしてほしいと言っても、やっぱり我慢しなければ駄目なものもあるのかななんてやっているのですが、このたびの人事院勧告を丸受けしたみたいで、丸まま出すと。もう少し待ってくれとか、ちょっと省こうとかとかという、そういう考えはなかったのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

うちの町は、全道179あるうちの、いつも後半の部分で所得が低い、そんな町です。役場といえば大企業ですから、そのために、いい職員も入ってもらって、頑張ってもらって、どんどん伸びなきゃ駄目なんでしょうけれども、その辺のところ、やはり差もあるしね、どういふふうな説明をされるか、別にその人事院勧告に対して、この議案に対して反対するといふような話ではないのですが、どうしてそのまま丸受けできたのかどうか、その関係、今の財政状況を踏まえて、その2点を聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 補正予算第5号のこのたびの人事院勧告の増に伴う補正予算

でございます。

繰入金が8,100万円、財政調整基金を財源にしておりますけれども、繰入れ後の財政調整基金の残高でございますけれども、令和6年度末の見込みで10億5,981万6,000円が残高として残る見込みで、現段階ではそのようになっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 2点目の件でございます。

公務員の給与改定の手順としましては、5月から7月ぐらいに大体実態調査をしまして、8月に人事院勧告があり、9月に閣議決定が例年あって、その後、事務次官通知があった上で各町にお知らせが来るというような例年の流れでございます。今年度は若干遅くて、11月の閣議決定になったといったような流れになります。

令和6年の人事院勧告の大きな趣旨としましては、職員の確保というのは本当に非常にメインになっておりまして、これは一般企業と同じで、非常に危機的な状況であるというようなことが人勧の中で記されております。その部分においては、当町においても職員の確保というのは非常に厳しい状況がありまして、それも同じような状況であるというようなことでございます。このままでいくと、職員の質とか量というか、そういうのも不足してくるというようなことと、それによって行政サービスの維持というのなかなか困難になってくるのかなというふうに理解しているところでございます。

そのために今回、新卒者の確保をするために、初任給や若い層の部分の給与を大幅に引き上げてきたといったようなところもございますので、その人員の確保、職員の確保という点では、やっぱり地方公務員というのは、本町のように人事院を持たない部分については、人事院勧告に基づいて国家公務員の会計に準じて行われておりますので、その辺ご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） どうしても町では職員の方々に頑張ってもらわないと、町になり切れません。あちらの町の職員はこれだけやっているのに、こうだなんて、いろんな、今はそれこそスマホ見たりしたら出てきます。私も一般質問で山形県の西川町と言いましたけれども、あそこの方は46歳でね、4,700人で、また繰り返しますけれども、本当に稼ごうってやっています、頑張って。そして貯金を増やそうって。やっぱり貯金がなければ、うちらも有珠山噴火があったら、また早期健全化団体ですよ、はっきり言って。今回も、来年また10億円入れる、はっきり分かりませんが、見込みとしてね、それでまた貯金半分ですよ。有珠山噴火しちゃったら、また、もう何はなくても、お金返さなきゃいけないのだけれども、やっぱりそういったことを踏まえると、私は大事な基金だと思うのです。財調というのは。大事にしてもらいたいと思うので、その辺のところもあって、また稼ぐかって、別につくってわけじゃないですけども、その稼ぐ方法を、その優秀な職員をいっぱい入れても

らって考えてもらいたい。

ぜひとも、そのふるさと納税もあるけれども、ほかの施策、一般質問でも答えてもらったし、今日は午前の議員の中でも、役所の財政の厳しさも町長側からお話もいただいたので、余計分かります。ですから、その辺のところをもう少し一度、来年度予算にもうまく組み込みながら、絶対もうけるような形のもので、この財調を増やしてもらいたいなと思います。ちょっと最後に質問ですけれども、どうかその辺のところをお答えいただいて、終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今のご質問の趣旨は分かったところでございます。

まず職員のほうなのですけれども、募集をかけて、実際、本当に再募集をまたしなければいけないという状況がございます。また今後、今の職員の人数構成を見たときに、凸凹がありますので、そういったところも含めて今、総務のほうでも新人の募集、あるいは中途も設けているところですが、残念ながらそれほど募集が集まらないということで、今回また再募集をかけなければいけないというような状況もございます。

そしてまた一方、財政の、稼げるところで、今3番議員あるいは9番議員も、様々な議員の方から稼げる仕組みということで、ふるさと納税に関しては、私が就任したときには1億4,000万円だったのが今は2億8,000万円、今、政策推進課のほうには3億円目標にということをおっしゃっていますが、それも含めて、また、企業版ふるさとのほうも5年延長になったというところがございます。そして今、各144の町村の中でも、いろんなどころと、企業と連携しながら、包括もしていきながら、それと同時に企業版ふるさと納税もお願いするということもございますので、そういった観点のところも含めて、稼ぐところ、そしてまたネーミングライツということもございました。本当に少ないところからも始めて、職員としても稼ぐんだという、そういった意識改革をしっかりとみんな情報共有しながら醸成して進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第23、議案第34号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の14ページをお開き願いたいと思います。

議案第34号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

今回は、歳入は予算の組替え、歳出は予備費による予算調整をしておりますので、補正額はございません。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

事項別明細書4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

4款1項繰入金で、3目職員給与費等繰入金52万4,000円を増額しまして、7目その他一般会計繰入金を52万4,000円減額するものでございます。

6ページ、7ページになります。

歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、人事院勧告により給与、職員の手当等52万4,000円を増額するものでございます。

8款1項1目予備費を52万4,000円減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第24、議案第35号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、それでは16ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,503万4,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金で184万4,000円の増額でございます。人件費の増額に伴う事務費繰入金の増によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

1款総務費2項総務管理費1目一般管理費で184万4,000円の増額、それから下になりますが、3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目一般介護予防事業費で31万7,000円の増額については、人事院勧告による人件費の増によるものでございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費113万1,000円の減額でございますが、これは総合事業利用者減による執行残により減額するものでございます。

それから、2項1目包括的支援事業費81万4,000円の増額、これは人事院勧告による人件費の増によるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第25、議案第36号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書19ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億497万7,000円とするものでございます。

事項別明細書にて説明させていただきたいと思います。

4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金2目職員給与費等繰入金でございます。人件費等の増により一般管理費4万9,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページになります。歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費4万9,000円を増額、人事院勧告による人件費の増により増額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第26、議案第37号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、22ページをお開き願いたいと思います。

議案第37号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予算に関する説明書で説明させていただきたいと思います。

3ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費におきまして、人事院勧告による給与改定に伴いまして人件費を44万円増額するものでございます。

2目の配水及び給水費におきましても同様の理由で47万1,000円を増額し、4項1目予備費において91万1,000円を減額するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条になります。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用できない職員給与は91万1,000円を増額しまして1,867万8,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第27、議案第38号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書23ページをお開き願いたいと思います。

議案第38号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては、補正予算書に関する説明書で説明させていただきたいと思います。

3ページをお開き願いたいと思います。収益的支出でございます。

1款簡易水道事業費用1項営業費用2目総係費におきまして、人事院勧告による人件費の増に要する費用30万7,000円を増額するものに伴いまして、2項1目予備費で同額の30万7,000円を減額補正するものでございます。

議案書に戻っていきまして、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない職員給与費を30万7,000円増額して832万8,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第28、議案第39号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書24ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては補正予算の説明書に関する説明書の3ページにて説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費におきまして、人事院勧告による人件費の増に要する費用が21万3,000円を増額するのに伴い、4項の予備費を同額で21万3,000円を減額補正するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条でございます。予算第9条で定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を21万3,000円増額しまして4,060万1,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第29、意見書案第7号選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第7号。

令和6年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。賛成議員、今野幸子。

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

選択的夫婦別姓制度の法制化を早急に求める意見書（案）。

夫婦が必ず同じ姓を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下で、改正によって不利益が生じたり、人格権が侵害されたりという事態が生じています。

2020年12月に政府がとりまとめた「第5次男女共同参画基本計画」においては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体になった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とされています。最高裁判所は2015年に続いて、2021年にも夫婦同姓規程を合憲とする判断を示す方向で、「国会で論ぜられ判断されるべき事柄に他ならない」と、民法の見直しを国会に委ねています。選択的夫婦別姓制度の議論の先送りはやめるべきです。

現在、国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。そして、95%の夫婦では妻が夫の姓に変更している現状があり、女性に負担が偏っています。夫婦に同姓を強制することに対して、国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導

入るように4回目の是正勧告がなされたことを政府は真摯に受け止めるべきです。

国内でも、報道機関が行う世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数になっています。また、日本経済団体連合会は6月に選択的夫婦別姓の導入に関して、「希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する」と提言を發表しました。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例を挙げて指摘しています。

夫婦同氏制度によって、アイデンティティの喪失、仕事上の不利益など日常生活・職業生活において、不利益、不便、苦痛が生じており、その解決は国および国会の責務です。

よって、国においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

お戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第30、意見書案第8号国土強靱化に資する社会的資本整備等に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 読み上げまして、ご提案申し上げます。

意見書案第8号。

令和6年12月10日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、石川邦子、同じく大屋治、同じく千葉薫、同じく今野幸子、同じく石川諭、同じく板垣正人。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について。

会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震

補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政の支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

お戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から来年3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時05分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員